

第2回 まちづくり常任委員会会議録

令和2年2月27日(木)
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告(13時00分)
- 2 調査事項
 - (1) 総務財政課所管
 - ①令和2年度幌延町各会計予算(案)の概要について
 - ②使用料及び手数料の見直しについて
 - (2) 教育委員会所管
 - ①各学校ICT環境の整備について
 - (3) 住民生活課所管
 - ①令和2年度における幌延町国民健康保険の税率等について
 - (4) 保健福祉課所管
 - ①第2期健康増進計画(案)について
 - ②第2期子ども・子育てプラン(案)について
 - ③外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟について
 - (5) 建設管理課所管
 - ①名林公園樹木診断結果に係る管理計画について
 - ②山村広場遊具施設整備事業について
 - ③幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における公営企業会計移行について
 - (6) 企画政策課所管
 - ①極端に利用の少ない無人駅の廃止または自治体による維持管理に係る町方針(案)について
 - ②令和2年度の地域コミュニティ形成事業(集落支援対策事業)について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(19時10分)

○出席委員(6名)

委員長	2番	斎賀弘孝
副委員長	6番	吉原哲男
委員	3番	植村敦
委員	4番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○欠席委員(1名)

委員	1番	富樫直敏
----	----	------

○出席説明員

町		長	野々村	仁
副	町	長	岩川	実樹
教	育	長	木澤	瑞浩

総務	財政課	長	藤井	和之
教育	次長		伊藤	一男
住民生活	課長		早坂	敦紀
保健福祉	課長		村上	貴司
建設管理	課長		島田	幸司
企画政策	課長		藤田	秀紀

総務	G主幹	伊藤	藤	崇
総務学校	G主幹	古草		勝
住民生活	G主幹	田村	浩	希
認定こども園	長	吉原	京	子
建設管理課	技術長	植村	光	弘
企画振興	G主幹	山下	智	昭

保健推進	係長	得能	睦美
包括支援	係長	山本	恵美
社会福祉	係長	長山	慎吾
公園住宅	係長	多田	純司
上下水道	係長	宮下	勇人
企画調整	係長	梶	淳

生活	G主事	植村	瞭平
建設	G主事	染野	龍馬

○議会事務局出席者

事務局	長	植村	美佐子
主事		満保	希来

斎賀委員

第2回のまちづくり常任委員会を始めたいと思います。ご着席ください。

委員はただいま7名のところ1名欠席ですので、6名で会議を開催したいと思います。

それでは開会に当たって、町長からご挨拶をいただきたいと思います。

野々村町長

それでは皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、常任委員会にご参集をいただき、ありがとうございます。

また、私の出張のおかげで、変則的に午後からの常任委員会ということで、合わせていただき大変ありがとうございます。

今日の所管事項、6課の所管事項で12個の懸案事項として皆さんにご報告、ご説明をするということになってございます。

その中でも、条例等の改正等が今回説明の中に出てくるかと思っております。その部分につきまして、一言私のほうからお詫びを申し上げたいなと思っております。

本来、これを改正するにあたり、総合計画がまたそれぞれ一緒にでき上がってくれば良かったんですけども、今一生懸命精査をしておって、コンサルと協議中のところで、一生懸命詰めているところでもありますけども、6月までにこの案件自体をしっかりと中身の精査を、我々担当者とも精査をしながら、その時点で変更があれば、それを変えていくということに、ちょっと変則的になりますけども、今回は条例の改正等も含めて、継続していかないと空白期間ができてしまうということで、その空白期間を埋めるためにも、延長の部分の改正をするということも含めて、変則的な、総合計画の見直しは後ほど、6月までに我々理事者とそれから計画サイドで、総合計画をしっかりと見込んだ中で、必要があればその後に、それぞれまた皆さんとご相談をして変えていくというような方向でやらさせていただきますので、今回の条例改正の部分につきましては、中が途切れることなく、引き続きこの条例案件をずっと進めていくために執り行うものだということでご承知をしていただきながら、今日の説明を聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

本日の調査事項は、町長からお話ありましたように、6つの所管から出ておりますので、早速議事のほう進めたいと思いますので、皆さん、気をしっかり持ってしてください。

それでは、総務財政課所管。①令和2年度幌延町各会計予算案の概要についての説明を求めたいと思います。

藤井総務財政課長

それでは、令和2年度幌延町各会計予算案の概要について、お手元に配付しております各会計予算説明資料によりご説明申し上げます。

なお、新年度予算説明につきましては、本会議においても提案理由説明をすることから、内容についてはかなり省略をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、2ページをお開きください。

上の表の1、各会計別当初予算総括表をご覧ください。

令和2年度幌延町各会計予算の合計は63億102万8千円で、前年度当初予算対比7,097万8千円、1.1%の増で、一般会計予算は50億6,300万円で、前年度当初予算対比4,800万円、1.0%の増となっております。

下の表2の、当初繰越予算の状況をご覧ください。

平成31年度一般会計予算の繰越明許費は、3月定例会に提案の補正予算で設定予定の7,573万8千円が令和2年度への繰越となります。

この繰越を合わせますと、一般会計の合計は51億3,873万8千円。全会計の合計は63億7,676万6千円の予算規模となります。

それでは一般会計予算の主な増減について、説明いたします。

初めに歳入ですが、9ページをお開きください。

1の1、歳入款別予算額の内訳の右側の増減額をご覧ください。

1款町税では1,670万7千円、2.7%の減となっておりますが、償却資産にかかる固定資産税の減少が要因です。

7款環境性能割交付金は、平成31年10月から自動車税に環境性能割が導入され、これを財源とする交付金で870万円の計上で、2,270万円の増。

8款地方特例交付金では、自動車取得税交付金の廃止に伴う減収補填に伴う地方特例交付金で80万円の増額です。

9款地方交付税では3千万円、1.4%の減で、予算額は21億3千万円を計上しております。うち、普通交付税では、前年度当初予算より3千万円の減で、19億1千万円を計上。特別交付税は、交付実績を勘案して2億2千万円の計上です。

以下、事業費等にかかわる国、道などの支出金、財源に係る繰入金、受託事業収入など、資料説明のとおりとなっております。

次に歳出ですが、14ページをお開きください。

上の表の1の1、歳出款別予算額の内訳の増減額をご覧ください。

1款議会費では190万2千円、3.7%の減ですが、人件費分が要因でございます。現事務局長が退職となることから、仮想の人員を配置していることでの減額となっております。なお、議会議員視察研修事業、193万7千円を新規計上しております。

2款総務費では2億597万2千円、24.2%の減で、主な増減としては、昨年度計上しておりました退職手当組合の3年に1度の精算負担金3,174万1千円の減。IP告知システム公開事業1億7,828万8千円の減。OA機器等更新事業5,875万7千円の減で、新規計上として、集落支援活動運営事業2,399万9千円。地域コミュニティ形成事業1,326万。地域公共交通車両整備事業388万の増となっております。

3款民生費では2億6,679万6千円、37.8%の増で、主な事業としては、こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業1億9,174万2千円。こぞくら荘支援事業4,808万7千円。北星園民営化支援事業8,031万1千円。社会福祉管理費では、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金として530万円の増となっております。

4款衛生費では182万5千円。0.6%の増で、主な前年対比の増減としては、塵芥処理費で、西天北5五町衛生施設組合負担金1,739万3千円の増。旧処理施設解体で1,441万3千円の減。医療職員養成修学資金貸付事業360万円の減です。

6款農業水産業費では9,145万1千円、18%の増で、新規計上として、上幌延開

進地区農業用水道施設改修事業4,646万円の増。問寒別地区農業用水道施設改修事業1,277万円の増。問寒別地区道営畑地対総合整備事業1,189万2千円の増。下沼地区飲雑用水施設改修事業1,316万円3千円の減などです。

7款商工費では194万2千円、1.2%の減で、主な増減としては、観光PR促進事業182万6千円の増。令和2年度が第50回記念となる名林公園まつり事業では106万3千円の増。継続的に実施してきました、トナカイ観光牧場外構補修事業335万5千円の減であります。

8款土木費では1億2,866万9千円、17%の増で、主な増減としては、橋梁長寿命化改修事業1億2,016万4千円の増、新規計上として、町道問寒中間寒線道路改良事業8,409万6千円の増。山村広場遊具施設整備事業で3,542万円の増で、公営住宅長寿命化改修事業2,851万9千円の増。事業の完了で、町道幌延下沼線道路改良事業8,543万5千円の減。町道幌延3号線道路改良事業1,649万5千円の減。建設機械整備事業961万6千円の減です。

9款消防費では3,712万5千円、20.4%の減で、主な増減としては、北留萌消防組合負担金のうち、小型ポンプ付水槽車5,195万4千円の減と消防指令広報車898万6千円の増などです。

10款教育費では2,930万8千円、7.1%の減で、主な増減としては、東が丘スキー場整備事業3,725万6千円の減。地区体育館解体事業766万8千円の減。総合スポーツ公園改修事業702万9千円の減。新たな事業として、問寒別小中学校遊具施設整備事業859万1千円。幌延中学校改修事業1,266万6千円の増などです。

11款災害復旧費では、今年度完了した事業の林道南幌延線と上幌延線の林道災害復旧事業1,347万1千円の減です。

12款公債費では1億5,102万1千円、14.2%の減で、元金1億4,800万9千円の減、利子301万2千円の減で、町債の借入残高の減少により減額になっております。

以上が歳出の主な増減です。

19ページをお開きください。(6)町債の発行事業です。

一般会計の町債の平成31年度末現在高は35億1,449万6千円の見込みで、令和2年度の発行見込み額は9億5,340万円。償還元金は8億9,953万8千円で、令和2年度末現在高は35億6,835万8千円になる見込みです。

20ページをお開きください。(7)基金積立・取崩額及び充当事業です。

一般会計が所管する基金の平成31年度末現在高の合計は51億1,172万3千円の見込みで、令和2年度の積立額は1億1,335万8千円、取崩し額は、2億5,030万円で、令和2年度末の基金現在高の合計は49億7,478万1千円になる見込みです。取崩しの主な基金は、減債基金8,470万円。ふるさと創生基金9,590万円。エネルギー施策等振興基金1,070万円。公共施設等整備基金3,990万円です。取崩しは、町債の繰上償還や、地方創生事業、公共施設等の整備補修事業等の財源になります。基金に依存した予算に注意を払いながら、将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいります。

25ページから31ページは主な事業の概要と繰越事業の概要を掲載しており、32ページの表は、まち・ひと・しごと総合戦略に関する事業を再掲し、まとめた表となります。

33ページからは、特別会計予算の概要を掲載しております。

平成31年度からは、国民健康保険特別会計が1番目になり、診療所特別会計はその次に順番を変更しております。

それでは、国民健康保険特別会計ですが、(1)歳入歳出款別予算額の内訳をご覧ください。

予算額3億2,296万8千円で、前年度との増減は1,468万3千円、4.8%の増です。主な増減としては、歳入では、国民健康保険税で614万円の増。道支出金では、普通交付金と国保診療所の運営費補助にかかわる特別調整交付金などで369万1千円の増。繰入金485万6千円の増です。歳出では、保険給付費2,703万5千円の減。北海道に保険料として納める国民健康保険事業費納付金909万3千円の増。道支出金で診療所特別会計の繰出金などにより、3,203万5千円の増です。

次に34ページの国民健康保険診療所特別会計ですが、予算額は3億3,962万6千円で、前年度との増減は1,613万8千円、5%の増です。主な増減としては、歳入では、入院料で135万4千円。繰入金で1,611万3千円の増です。歳出では、診療所人件費683万2千円の増。診療所業務費1,015万2千円の増です。

35ページの後期高齢者医療特別会計ですが、予算額5,161万8千円で、前年度との増減は87万5千円、1.7%の減です。主な増減としては、歳入では後期高齢者医療保険料77万2千円の増。繰入金164万7千円の減です。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金88万円の減です。

次に36ページの介護保険特別会計ですが、保険事業勘定は、予算額2億4,972万円で、前年度との増減は274万5千円、1.1%の増です。主な増減としては、歳入では保険料68万2千円の減。保険給付費等の減少により、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金が減額となり、繰入金533万3千円の増です。歳出では、総務費で385万5千円の増。保険給付費446万5千円の減。地域支援事業費162万3千円の増です。

37ページの介護サービス事業勘定は、予算額881万9千円で、前年度との増減は27万3千円、3.2%の増です。主な増減としては、歳入では、サービス収入で、サービス計画の作成件数の減少により、11万4千円の減。繰入金38万7千円の増です。歳出では、総務費で人件費の増加により、57万2千円の増。事業費29万9千円の減です。

介護保険特別会計の予算総額は2億5,853万9千円。前年度との増減は301万8千円、1.2%の増となります。

次に38ページの簡易水道事業特別会計ですが、予算額6,973万6千円で、前年度との増減は1,912万8千円、37.8%の増です。主な増減としては、歳入では、使用料及び手数料で、水道使用料の増加により200万3千円の増。繰入金683万8千円。諸収入で、受託事業収入の増加により111万4千円の増です。歳出では、水道管理費で地方公営企業法適用化事業313万5千円の増。水道整備費では、配水管工事など1,175万8千円の増です。

39ページの下水道事業特別会計です。

予算額1億9,554万1千円で、前年度との増減は2,911万4千円、13%の減です。主な増減としては、歳入では国庫支出金で、社会資本整備総合交付金の1,700万円の減。繰入金1,955万円の減、町債630万円の増です。歳出では、一般管理費1,

135万7千円の増。施設管理費で、ストックマネジメント計画と公共下水道事業計画変更業務、非常用発電機の整備の完了により2,443万4千円の減。施設整備費で、昨年度の下水道施設改修事業の完了により2,030万9千円の減です。

以上、早口で説明をしましたが、令和2年度幌延町各会計予算の概要についての説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいま令和2年度幌延町各会計予算案の概要について説明がありました。

何かお聞きしたいことがあれば、挙手をして指名を受けてから発言してください。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

はい。では、後は本会議等で、また直接課長のところに行って相談してください。

これで閉じてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

続いて、2点目。使用料及び手数料の見直しについて、これについて説明を求めたいと思います。

藤井総務財政課長

それでは、使用料及び手数料の見直しについて、総務財政課よりご説明申し上げます。

ご承知のとおり、令和元年10月1日から消費税が増税されております。また町では、行政改革大綱幌延自立プランにおいては、5年ごとに条例で規定されている使用料、手数料を見直しするというふうに規定されております。

昨年、消費税増税時には、公の施設等に係る使用料手数料等の対応につきましては、消費税率の引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転化されるべく、北海道を通じて総務省から通知があったところでございます。

増税前においても、町長を含め全担当課で議論してまいりましたが、改正並びに運用につきましては、年度中の改定実施は、管理運営面や利用者の視点を鑑みるなど、新たな年度からの実施としたところでございます。

今回の検討に当たっての基本的な考え方としては、消費税は消費者が最終的に負担者となる間接税であることから、原則として消費税率引上げ程度を上乗せする改定を行うこととし、さらに公共施設等の管理運営面などを考慮して検討を進めたところでございます。

なお、本来でありましたら、全会計における消費税引き上げに伴う歳出負担の影響額をお示ししなければならないところですが、各種使用料並びに手数料に関する各担当における取り扱いの考え方や、全体の考え方等の集約に時間を要し、影響額については試算を行いませんでしたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、ご承知のとおり、今年度についても各工事委託契約などは、昨年10月からの契約については新消費税を適用しており、当然のことながら、物品購入などの請求についても増税後で取引をしているところでございます。

それでは、資料として改正案の一覧表を配付しておりますので、ご覧願います。

各使用料手数料について、現行料金と改正後の料金、その差額と改正率を示しており、料金を原則10円単位とすることとしております。

また、現行料金が小さい場合は、端数処理の関係上10円以上の上乗せとならないので、結果として据置きとなり、一覧表では空欄の表示となっております。

使用料の3ページをお開きください。

共進会場につきましては、当該施設の原価の算定を行いまして、改正率などを勘案して再計算した結果、改正率が2%を超える結果となっております。また、これは共進会などを開催した場合は減免の取り扱いが可能であり、そのほかの利用者、いわゆる共進会場そのものを利用する影響などを考慮しても、妥当ということでの判断をしております。

次に町営草地の放牧料でございますが、過去の増税時には算定見直しが実施されておりました。また、放牧に伴う所要の経費などは既に増税後で取引をされております。放牧料の現行単価に増税分を考慮して、整合を図って見直しを行った結果、基幹産業である農業振興政策上の観点から見直した額を増税分の最小限とした単価の設定となっております。また、原則10円単位とされている考え方でありましても、影響額などを考慮して、以前より円単位での設定としております。

次に、真ん中の水道下水道に関する使用料につきましては、超過料金については消費税率8%時の改正のときには据置いておまして、改正率が大きく見えているところですが、基本料金とのバランスなども考慮して判断して、金額が小さいため、計算上改正率が大きく見えているところでございます。

下段のキャンプ場のバンガローでございます。今年度に改修され、綺麗になっており、利用者数も増加しているところでございます。併せて利用者からは、安いというような表現もあったというふうにも伺っております。また、利用の形態が連続的な実態もあったというふうにも確認を取っております。さらに近隣町村などの同じような形態の施設等の調査結果ですとかを含め、バンガロー自体の減価償却など、料金改定を検討しましたところ、1泊分の単価改正及び時間当たりの単価改正を行うこととしております。

4ページです。生涯学習センターの関係ですが、暖房料など単価が小さいものに対しても10円でも影響がある改正率に反映されるため、改正率が2%以上の結果となっております。

続いて6ページの総合体育館の表下の個人、大学生、一般と、7ページのプール、大学生、一般については、こちらのほうはしばらく改正を行っておりませんでした。単価につきましては、据置き期間が長かったこともあるなど、今回は改正をする判断としております。また、小中学生、高校生単価の1回当たりと回数券は据え置くこととしております。総合体育館及びプールの個人、高校生の欄には、新たに年齢70歳以上を追加して、年齢70歳以上の方、個人的にも施設利用がしやすいようにという区分で改正をしようと考えております。

なお、総合スポーツ公園欄に、満70歳以上と記載しておりますけれども、こちらのほうには備考欄に基準日を記載してわかりやすいように改正するため、満という言葉は削除する予定でございます。

7ページ中段、学校施設についてですが、総合体育館と利用形態が同様であることを勘案しまして比較したところ、乖離があったということが判明しております。同じような利用体系ということで、料金も総合体育館の料金に近づけるような改正に判断をしております。

続きまして国保診療所についてですが、こちらのほうは医療報酬の診療報酬制度などの関係から、一部の使用料は10円単位ではなく円単位の設定となっております。

手数料のうち、改正される項目について説明をいたします。

続いて、下のほうに手数料のページが記載されてますが、3ページ、町営草地に係る放牧料、中途退牧捕獲手数料、授精対象牛捕獲手数料につきましては、先ほどの使用料のときにご説明した内容のとおりの見直しでございます。その他の手数料は、増税分程度の改定となっております。

次に改定方針の例外として、料金を据置くものについてご説明をいたします。お手数料をおかけしますが、使用料の一覧表にお戻り願います。

1 ページの食肉加工施設の使用料につきましては、食肉加工施設の利用体系、現在は北星園が合鴨の加工等で専用に使っているということから、見直しは行いません。

2 ページの公衆浴場入浴料につきましては、据置きというような空欄の表示になってますが、これ据置きとは異なっておりまして、1回券の算定をしているんですが10円以上の上乗せとならないため、回数券も同額として空欄の表示となっていることから、据置きと同じように空欄で表示されております。また、そのほかには施設の老朽化などの要因も考慮して、料金の改定は行いません。

斎場使用料につきましては、霊柩車の今後のあり方や、近隣市町村との比較など総合的な判断が必要として据置くこととしております。

墓地使用料につきましては、記載のとおりでございます。

次に、認定こども園及びへき地保育所保育料につきましては、本年度の無償化に併せて既に改正が行われているため、改正は行いません。

続いて3ページ、トナカイ観光牧場の入場料でございます。平成21年度から無料として運営していて、条例上、入場料の単価が示されているところでございます。条例上の入場料の単価が示されている関係から、一応改定対象ということで記載をしております。当時の協議のとおり、無料ということでございますので、据置きとして空欄となっており、その他の部分については、増税分を改正するものであります。

公営住宅料及び特高賃住宅料の記載はありませんけれども、条例規定文において、国の家賃算定基礎額をもとに、収入額のなどで計算されていることから、今回の見直しの対象とはなりません。しかしながら、条例規定文に駐車場の使用料について明記がございまして、こちらのほうの駐車場については、当分の間免除と改正されておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

4 ページ、道路占用料についてです。こちらは国の基準改正に伴い、別途改正する予定でございます。河川にかかわる流水占用料等につきましては、国の基準改正に関わる通知等が発出されていませんが、条例の規定文には、消費税に関わる規定文が掲載されております。そちらの改正を行うこととしております。

ページが飛びますが、7ページをお開き願います。

町営野球場使用料につきましては、こちらのほうは問寒別地区の野球場の規定となっております。問寒別地区の野球場は、現状では使用できるような状況ではございません。使用実績もないことから据置くこととしておりますけれども、現段階では、条例が規定されているため、一応記載して改正の対象としたところでございます。今後につきましては、地域の皆様と協議の上、用途の変更などを検討してまいりたいと考えております。

下段の移住促進住宅料及び次ページの地域振興センターにつきましては、こちらは総合戦略の重点的施策の一つでもあるということで、移住定住促進地域振興センターにつきまして

は、住宅については移住定住の促進を図る。もしくは地域振興センターについては、起業ですとか、起こすという企業といった起業、そういった支援の目的と、施設購入時には、償却資産の評価などを勘案して使用料を設定したことなどから、特別な状況変化がない限り、当分の間は改正をしないこととしております。

次に、手数料でございます。

手数料の1ページ、戸籍関係の手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により定めることとなっておりますので、政令改正時に併せて改定することになります。

2ページの検診事業における各種健診料です。こちらのほうは、町の健康増進計画を着実に進めていくためにも、町民の健康管理の機会を損ねることがないように、料金は据置くこととしております。

手数料一覧表の3ページの公共下水道や個別排水処理施設に係る受益者負担分担金や、農業用水道新設工事分担金につきましても、利用者の利便性向上に対する負担金的性質のものであり、サービスの提供に対する対価ではないことから、消費税増税の転嫁対象としないこととしております。

以上、使用料手数料の改定について、考え方を申し上げました。ご理解いただきますようお願いいたします。

また、料金改定に係る議案は3月議会で予定をしておりますが、令和2年度予算については、今、改定案でお示しした料金では積算しておらず、旧使用料手数料の単価で積算しております。議決をいただいたならば、補正予算で対応することということにしております。

最後に、今回改定予定の水道、下水道の使用料につきましては、住民に直結する使用料、手数料という位置付けから、可能でありましたら、ご説明しました内容については、住民の皆さんになるべく早くお知らせしたいという観点から、本常任委員会終了以降に周知したいというふうに考えております。議員皆様のご了承を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございました。

以上、付け加えての説明等もいただきました。この件について、何か質問、意見のある方は、指名を受けてから発言をしてください。

無量谷委員

2ページのね、斎場の使用料という形なんですけど、これプラス霊柩車っていう霊柩車の部分が出てなかったんですけど、これって結局はあれなのかな、サービスなのかな。その辺ちょっと聞きたいんですけど。

藤井総務財政課長

現在の斎場の移転時にですね、当時の議論としては、霊柩車と葬儀バス、これらを用いることで、斎場の建設場所を開進地区に移設というか、建設したということで、こちらのほうは霊柩車のほうは、その時に導入したものですから、料金の徴収はしておりません。葬儀バスも同様に、料金の徴収はしてないと。無料でございます。

斎賀委員長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、この件についてはこの程度にして、閉じたいと思います。

委員の皆さん、よろしくお願いします。それでまた、町民に周知のほうも委員の皆さんが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

総務財政課所管で、全体通してありますか。

藤井総務財政課長

I P 告知システムの更改事業、いわゆる告知端末機の更改についてなんですが、実は工期が2月28日ということで、今月末でございます。全部で1,241世帯の台帳があるんですけども、残る151世帯がまだ終わってない。この要因は何ですかということなんですけども、まず土地感覚に慣れていない工事業業者であったってということで、そこに時間を費やしたりしてたということと、もう一つはアポという、連絡体系なんですけど、電話をしたり、直接訪問をして、または紙をポストに投げ入れたりしてやっていたんですが、それでもやっぱり連絡が取れない件数がかなり多かったということでございます。

この残り151件が全てが設置しなければいけない世帯ではなくて、台帳上の話でございます。この151には、例えば空き家であるとか、高齢者がひとり暮らしで住まわれたところが今は使われていない、そういうところも台帳には載っているものですから、この151のカウントにされているということになってます。残るところを、ちょっとすいませんけども、もう1ヵ月間工期変更させていただきながら、完全に実施できるような状態に近づけたというふうにも思っております。

また、ちょっとこちらのほうはあまり今回の工事とは関係ないんですが、実は断線をしているという世帯もかなり多かった。調べてみると。そのまま放置されていて、告知端末が聞けない状態の世帯もいたということになってます。

できればこれらも併せて一緒にやっていただけないですかということは交渉しているんですけども、こちらについては、今回の事業はあくまでも端末機を入替えるというだけの工事として、別途料金がかかる可能性はあるんですが、併せてこちらのほう、何とか安価にできないかというような交渉も含めてですね、完全な状態に仕上げていきたい、近づけていきたいというふうに思っております。今の2月28日の工期を3月30日までに変更させていただきたいということで、ご報告とご理解を賜ればと思います。

以上です。

斎賀委員長

それは全ての工事が終わらないと、一緒に今回の注目だっていうか、目玉だったアプリの仕事どうなるんですか。

藤井総務財政課長

すいません。申し遅れました。

まず当時説明しましたアプリの話なんですけど、ちょっと誤解が生じてまして、標準パッケージとして我々は捉えてたんですが、業者側はオプション的な要素で捉えたということです。

で、今、そちらのほう交渉してたんですが、実は3月18日にはリリースされるということなので、リリースということはもう使ってもいいですよってということで、そこまで仕上げてるんです。

こちらのほうのアプリの登録が実はですね、今ちょっと手元に持ってきてるんですが、ス

スマートフォンというのは、 아이폰っていう種類とアンドロイドという種類がございまして、アプリを登録するんですけど、かなり何かちょっと複雑なんです。これが種類ごとに2枚用意して、それを今広報紙、明日配達されるんですが、これに折り込む予定です。ですが、3月18日から登録できますというふうになってまして、それ以降のお願いということになるんですけども、大変申しわけないんですが2月28日ではなくて、3月18日に使えるようになるので、一応、変更後の工期内ということになります。

もう1点、道路情報も伝えることができますよという説明をしておりました。こちらのほうについては、2月28日だったと思いますが、告知端末機に道路情報として、例えば開発が急遽通行止めかけますよっていうような情報は、告知端末機に自動的に、我々がセットするのではなくて自動的に流れるように仕組みになっておりまして、それが2月28日に始まります。ただ、始まってもですね、開発からの情報がない限り画面には表示されませんので、始まったかどうかは、その情報があるかないかで変わってしまうということですので、加えてご説明申し上げました。

斎賀委員長

ありがとうございます。

では、委員の皆さんから何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、以上をもちまして総務財政課所管の2つの調査事項について閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは引き続き、まちづくり常任委員会を続けたいと思います。

調査事項2点目。教育委員会所管、各学校ICT環境の整備についてであります。これについて説明を求めたいと思います。

伊藤教育次長

それでは説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。よろしくお願いします。

お手元にお配りの資料をご覧ください。こちらのほうは国のほうで作成しておりますGIGAスクール構想というものの資料となっております。こちらのほう、まず資料のほうの説明をしながら、幌延町内の学校のICT環境の整備についてご説明させていただきたいと思っています。

まず1ページ目をご覧ください。

こちらのほう国のほうで示しているもので、ICT環境の整備の実態を記載しているものです。国のほうでは、学校のICT環境整備に係る地方財政措置ということで、2018年から、5ヵ年計画で環境整備をしますということで、交付税で財政措置をしますというようなことで記載されております。

一応目標値ということで、学習者用コンピューターについて3クラスに1クラス分程度、それから指導者用コンピューターが授業を担当する教師1人1台。大型提示装置、実物投影機100%整備。超高速インターネット及び無線LAN100%整備。それから総合型校務支援システム100%整備。ICT支援員4校に1人配置というようなことで、財政措置をしますということで5ヵ年計画を立ててございます。

実態としては、全ての項目において国の目標値には達していないということで、2ページ

のほうをお開きください。

こちらのグラフにありますとおりですね、国の目標値には遠く及んでいないというのが、全国の平均した台数の数値になっております。これを受けまして、またその下のところの段になりますけども、学習指導要領が今度新しく２０２０年から小学校、それから２０２１年から中学校、２０２２年から高等学校ということで順次改定されていく中で、ＩＣＴ活用教育を重点に置いてやっていきたいというのが示されているところです。

学習指導要領改訂の方向性としましては、予測できない変化を前向きに受けとめ、主体的に向き合い、関わり合い、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生のづくり手となるための力を子供たちに育む学校教育の実現を目指すことを方向性として定めております。その中で情報活用能力の育成ということをやっております。

情報活用能力を学習の基盤となる資質能力に位置付け、また学校のＩＣＴ環境整備と、ＩＣＴを活用した学習活動の充実を明記しております。

更に小学校のプログラミング教育の必修化、それから小中高プログラミング教育の充実、これらを行うことによって、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な力をつけるということがうたわれているところです。

３ページをご覧ください。

こちらがＧＩＧＡスクール構想の実現というところで載っております、国のほうで今回補正予算を組んだ中で示されているものとなっております。

国のうたっていることですが、今、情報化社会ということでうたわれてますけれども、これからは新たな社会、ソサエティ５．０ということで、新しい価値が創出され、人々に豊かさをもたらす社会というようなことで、これからはこのソサエティ５．０に向かって、その時代を生きる子供たちを育成していくということが、国のほうの目指すところとなっております。

その下がＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた補助ということで載っております。先に５ページのほう、飛んで申しわけないんですけど、見ていただければと思います。

国の動きとしては、令和元年６月に学校教育の情報化の推進に関する法律を施行いたしまして、令和元年の秋、平成時代はパソコンやタブレットはあったらいいなという教材だった。しかし、令和の時代ではなくてはならない教材ということで、１０月１０日の衆院予算委員会で萩生田文科大臣が発言しております。それから、パソコンが１人当たり１台となることが当然。これは国家意思であるということで、１１月１３日に経済財政諮問会議で、安倍総理大臣が発言しているということで、これを受けまして、安心と成長の未来を開く総合経済対策、元年１２月５日に閣議決定をし、今回の補助制度が決まりました。

３ページにお戻りください。

この１２月５日の閣議決定の内容ですけれども、こちらのほうにつきましては、学校における高速大容量のネットワーク環境、校内ＬＡＮの整備を推進するとともに、義務教育段階において、令和５年度までに全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずるということでございました。こちらのほうの内容としては、令和元年度補正予算案ということで、国のほうでこのＧＩＧＡスクール構想の実現に２，３１８億円を予算付けしております。

こちらのほう、二本立てとなっております、一本目が先ほど説明しました校内通信ネットワーク整備事業ということで、こちらは補助率2分の1となっておりますが、こちらのほう、小中学校等における高速大容量の接続が可能な校内LAN及びタブレットを保管する電源キャビネットを整備するための事業ということとなっております。もう一本が、児童生徒1人1台端末の整備事業ということで、こちらのほうが1台当たり定額4万5千円の補助ということで、予算がつきました。

ということで、こちらのほうが国の12月の補正で予算がついたということで、文科省としましては、各市町村、令和元年度の補正で対応願いたいということで、急遽話が下りてきております。3月のこの時期なものですから、文科省としては、補正予算で繰り越して令和2年度事業で実施するような方向に進めていただければということで、今回の全国的な環境整備を絶対にとり逃さないようにっていうのが、道教委からも通知が来ているところです。

本町におきましては、校内LANの整備については、平成22年に100%っていうことで達成してはいるんですけれども、今回機器の更新も含めて、本来というか、計画的にいくと、もう10年経ったので令和3年度に更新をしようというようなことで計画はしていたんですけれども、今回この補助事業がつくということで、元々は単費というか、地方財政措置はされてたんですけれども、補助金とかを活用するような事業がなかったものですから、今回この事業で、前倒しで予算を上げさせていただければということで考えております。

それとタブレット端末につきましては、当町につきましては整備させていただいて、国の指針では3人に1人っていうようなことでやってますけれども、当町については2人に1台程度ということでこれまで整備を進めてきておりまして、これも令和2年、3年で幌延小学校については2クラスに1台程度っていうことで計画はしてたんですけれども、今回この補助事業がつくということで、この補助に乗ると補助金が出るということなものですから、一気に1人1台に台数を持って行って、補助金を活用しながら整備がしたいということで、この度考えているところです。

幌延中学校と問寒別小中学校については、既に1人1台当たってるんですけれども、これで幌小についても、1人1台っていうようなことで、児童生徒に行き渡るようなことで、達成できるのかなっていうことで考えているところです。

今回の補正の関係については、説明は以上となります。

それから6ページのほうをご覧ください。

6ページには1月末現在の情報機器の整備状況と、それから2番目として、今回3月補正、今ご説明したGIGAスクールネットワークの整備事業における整備計画、それと新年度予算で予定しているICT関連の機器の状況ということで載せてございます。

今ご説明したとおり、タブレット端末については、1番のところの1番上の児童生徒用なんですけれども、現在幌延小学校が1人1台、まだ行き渡ってないということで、この部分を今回の補助事業で、1人1台まで持っていければということで考えております。台数が増える分、電源キャビネット、収納ケースのほうも増やさなくてはいけないので、その部分の予算も、3台程度見込んだ数でいきたいなということで考えております。

今の数はそんなところで、2番目で3月補正ということで、計画しているものを簡単に載せてございます。各小中学校GIGAスクールネットワーク構築の関係、委託事業ということで、一式で2,688万4千円程度を見込んでいるところです。

それから、2番目で児童用タブレットパソコンということで、65台を購入すると、幌延小学校が1人1台ということで、プラスちょっと予備ということで、故障した場合の予備も若干含まれてますけども、一応65台ということで1,054万2千円ということで、一応予定しているところです。

3番目なんですけれども、こちらが令和2年度におけるICT関連の予算ということで、こちらのほうを補助対象にはなっていないんですけれども、幌延小学校のほうで電子黒板つきプロジェクターがあと2台必要ということで、併せて投影するプロジェクタースクリーンということで予定しております。それから、プラス3番目、書画カメラということでこちら2台予定しているところです。これで全部がカバーできるという形になります。

それから4番目の各小中学校校務支援システム導入事業ということで、先ほど前段でもご説明させていただきましたけれども、こちらのほうが学校における働き方改革の一環ということで、ICTを活用した業務効率化の時代ということで、学習評価や成績処理、それから教師の人事。これらについてですね、あと公務処理全般について、システムを導入することによって、先生方の負担が少なくなるというようなことで、今管内全体で導入をして、人事異動があっても、同じシステムで作業ができるようなことで構築しましょうというようなことでなってます。こちらのほう、元々道教委のほうで道立高校に投入して、それを市町村でもぜひ購入して使ってくださいということで始まったものでございます。

今回GIGAスクールも含めてですね、高速な状況が整備されるものですから、それと併せて、こちらのほうも整備していただきたいというようなことで、国のほう、道のほうからありますので、先生方の負担軽減を考えて、当町でも導入をしていきたいということで考えておるところです。

それから最後なんですけれども、SINET学術情報ネットワークを利用した遠隔教育の実施ということで、こちらのほう令和元年度、今年度ですね、文科省の指定事業ということで1年間、幌延中学校と問寒別中学校が指定を受けまして、日本全国の大学や研究機関との学術情報基盤とした、国立情報科学研究所が構築、運用している情報通信ネットワークを活用して実証実験を行っておりまして、こちらのほう折角繋がってるものですから、今年もですね、通信して子どもたちの授業等を遠隔でやったりしております。

北海道教育大学の旭川校や札幌校、それから北海道大学、それから天塩高校、それから道立の教育研究所等と繋がってですね、子どもたちの授業を見てもらって指導していただいたり、先生の教え方とか、その辺を見ていただいて、アドバイスをいただいたりというようなことで、事業を展開しておりまして、こちらのほうそのままですね継続して、今年度は国の事業ということで道のほうで全部経費見ていただいたところなんですけれども、引き続き、折角繋がってますので、今度は町の経費になりますけれども、幌延教育のためにこのままSINETを活用した遠隔教育を是非継続したいということで、新しく予算計上をさせていただいているところです。

まだ確定ではないなんですけれども、こちらのほう、可能性としては道費補助の可能性もまだ残っているというようなことで、一応その辺の要望はしていきたいと考えておりますが、今のところまだ確定ではないので、町単費ということにはなりますけれども、ぜひ予算をつけさせていただいて、幌延教育のほうで活用して、先生方の資質向上等にも活用していきたいということで考えております。

以上、簡単ですけれどもご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

ただいま、説明ありました各学校 I C T 環境の整備について、委員の皆さんから、質問意見等がありましたら、指名を受けて、マイクのスイッチを入れて発言してください。

植村委員

現代の時代に即した事業なんですけども、児童用タブレットの寿命ですか、更新期っていうのはわりと短い、1 回小学校で例えば購入して、6 年生までそのまま使えるのか。何年ぐらいの耐用年数を見ているんでしょうか。

伊藤教育次長

ご質問にお答えします。

一般的にですね、タブレットもノートパソコン、デスクトップパソコンもそうなんですけども、5、6 年っていうのが耐用年数という形になっておりますので、あとはいわゆる O S、セキュリティの関係で O S の期限が過ぎてしまうと、そのパソコン自体が、危険に侵されるということで、その辺が、もし O S が変わったときにその端末が対応できる容量であれば、そのまま使ってはいけると思うんですけれども、一般的には 5、6 年っていうような形になってますが、これまでは 10 年ぐらいはずっと活用させていただいて、10 年に 1 回ぐらい更新っていうような形でやってきてます。

タブレット、持ち運びもするものですから傷み方は、机の上で使ってるよりはちょっと激しいかなっていう気はしてますけれども、ここ 3 年ぐらいもう使ってますけども、それほど損害とかっていう、大事に使っていただいているのもありますけれども、外傷的なものについてはそれほど損傷とかはなくきてるのかなっていうふうには考えております。

更新の関係につきましても、一遍にっていうことにはしないつもりではありまして、年度計画を立てて、計画的に台数更新をしていければということでは考えております。

植村委員

安くないもんなんで、今のお話聞いてると、機種種の保守点検の期間がある間は、6 年は大丈夫だということなんで、恐らく小学校 1 年生で使って、期間があれば 6 年生まで使える可能性が十分にありますよということだと思ってるんですけども。それであれば、財政的にも大丈夫なのかなというふうな気はしております。

ただ、先ほどから遠隔授業ということですけども、非常にいいことかなと思うんですけど、これはあくまでも学校内での使用ということで、各児童生徒の自宅と学校との使用ということとは考えてはいないということですね。

伊藤教育次長

ご質問にお答えいたします。

今、ご自宅というお話も出ておりますけれども、検討の一つではあるかと思うんですが、ネット環境のないご家庭の中にはありますので、その辺は慎重に検討していかなくてはいけないところかなとは思っております。今、現状としましては、現在は持ち帰りはさせてない状況です。

今後ですね、1 人 1 台になった段階で、どうするかっていうところは検討する余地はあるかと思っておりますけれども、今言ったように家庭にネット環境がないような、うちで予定するのは L T E と言って、自分で電波を出してっていう機種は想定してないもんですから、家

にネット環境がないと使えないタイプですので、その辺はちょっと慎重に考えていきたいと考えております。

齋賀委員長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、各学校 I C T 環境の整備については、予算に上がってくるということです。そのときにまた質疑応答をお願いしたいと思います。

この件についてはこの辺で閉じてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、教育委員会所管の I C T の環境整備についてはこれで閉じたいと思います。ありがとうございます。

住民生活課所管は 2 時半、この会場で行いますので、そこまで休憩します。

(1 4 時 1 5 分 休 憩)

(1 4 時 3 0 分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

住民生活課所管、令和 2 年度における幌延町国民健康保険の税率等についてであります。説明を求めたいと思います。

早坂住民生活課長

令和 2 年度における幌延町国民健康保険の税率等についてご説明します。

委員ご承知のとおり、国民健康保険制度に関しましては、平成 3 0 年度から都道府県化になりましたが、町民や議会の皆様のご理解の元、大きなトラブルもなく現在も運営を行っているところです。今年度も国民健康保険運営協議会を開催いたしまして、令和 2 年度の運営についてご議論賜り、方針を取りまとめましたので、その旨ご説明を申し上げます。

振り返りとなりますけども、本町におきましては 2 年前の平成 3 0 年度に保険税の算定となる所得割、資産割、均等割、平等割の 4 方式を北海道の方針でもある資産割を除いた 3 方式に変更しました。

また、併せて保険税率についても改正を行い、北海道から示された納付金から、国保会計の繰越金を財源とする 5 0 0 万円を差し引いた額をもとに設定をし、現在も同じ税率で運営しているところです。

この 5 0 0 万円の補填につきましては、当時 6 年間予定していた激変緩和措置や北海道が 3 年ごとに見直す国保運営方針などにより、基本的に 3 年継続して補填する方針としたところであり、令和 2 年度はその 3 年目の年となります。

令和 2 年度の国民健康保険税につきましては、結論から申し上げますと、税率は据置くとの方針となっております。先般開催されました国保運営協議会におきましても、現状で課税所得は確定していないものの、北海道への納付金が増加予定であることや、北海道の国保運営方針が見直される時期にあり、状況の整理が必要であることなどの理由により、令和 2 年度は税率の改正は行わない方針として答申を受けております。

それでは資料について説明させていただきます。

1 ページ、上段の表になります。法定課税限度額の推移についてですが、法定限度額につきましては地方税法で定められているものであり、令和 2 年度におきましても限度額の増額

改正が予定されております。

改正の内容ですが、表の右側、平成31年度と令和2年度を比較していただきたいと思います。医療給付費分の限度額が現行の61万円から2万円増加して63万円に。後期高齢者支援金分の改正はなく、介護納付金分の限度額が16万円から1万円増加して17万円になる改正となります。

本町におきましても同様の改正を予定しており、中段の表、幌延町国民健康保険税率と課税限度額の推移、この表の右端、令和2年度の欄にある限度額等にしようとするものです。ご覧いただくとお分かりのとおり、ここ数年、本町は法定限度額の改正と足並みを揃えて限度額を改正してきております。

次にページ一番下の表は、課税限度額を改正した場合の税収の影響等を示しております。

医療給付費分の改正では、対象347世帯のうち29世帯に影響があり、合計で56万3千円の増収と試算しております。また、介護納付金分では、対象150世帯のうち17世帯に影響があり、合計で15万4千円の増収と試算しております。なお、令和2年度課税所得が確定していないため、平成31年度課税所得での試算となっておりますのでご了承くださいと思います。

次のページをお開き願います。

この表は、宗谷管内と一部近隣を含む限度額改正の推移及び令和2年度の予定を聞き取りした内容となっております。ご覧いただくとお分かりのとおり、近隣のほぼすべての市町村で法定限度額による課税を行うこととするような状況となっております。

次のページをお開き願います。

これは国が示している令和2年度税制改正資料ですが、中央右側の改正後の欄に記載しておりますとおり、限度額の改正は中間所得層の被保険者の負担に配慮しており、加えて、このたびの改正では、軽減判定所得も同時に見直し、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減基準額では28万円を28万5千円に、2割軽減基準額では51万円を52万円にすることで、軽減対象世帯を拡充する内容にもなっております。

これら限度額及び軽減基準額の改正につきましても、国保運営協議会に協議していただき、従来どおり地方税法の改正にあわせ運営することの最終的な答申を受けているところであります。

また、この度、ご説明しました国民健康保険税の改正につきましては、令和2年4月1日施行で行われるとの情報があることから、本常任委員会におきましてご了解いただけること、また上位法である地方税法の改正がなされることを前提として、条例の一部改正を専決処分させていただければと今のところは考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、本件についての説明とさせていただきますが、令和3年度以降のスケジュールにつきましては、北海道の国保運営方針が示されたのち、改めて町としての方針案をまとめ、本常任委員会等でご報告させていただきたいと考えておりますのでご承知おきいただければと思います。

以上で、説明を終わります。

斎賀委員長

担当課からの説明がありました。このことについて委員の皆さんから意見を伺いたいと思

います。

西澤委員

国保運営協議会の構成を教えてくださいんですけど、人数と委員長がいれば委員長の名前とか、その辺ちょっと教えてください。

早坂住民生活課長

国保運営協議会の委員ということで、6名委員としてなっております。被保険者からの代表が2名、それから公益の代表ということで2名、それと療養担当のお医者さん代表として2名ということで、合計6名という形になっております。この中で協議会の会長が1名、上間寒の西川さんが会長という形になっております。

斎賀委員長

他に委員、発言ありませんか。

(「ありません」の声あり)

令和2年度に入る前にね、国民健康保険の滞納額というのは総額いくら残ってるんですか。それ今後どういうふうに今後処理して、取れるっていうか、徴収しなければ、それ何年か経ったら時効になっちゃから。

早坂住民生活課長

手元に資料がないので金額的なところ、くだりのところはお話できませんけども、滞納整理に関してなんですけど、確かに委員長おっしゃるとおりですね、やはり何もしなければ時効になってしまうというところだけは何とか防ぎたいというようなことで考えており、時効が停止するような案件、一部納付であるとか、納税の誓約をもらうというようなところで対応し、時効にならないような形でちょっと、少しずつという形にはなりますけども、幾らかずつでも負担をしていただきながら、何とか回収していきたいというふうに考えております。

ただやはりどうしてもですね、町外に行ってしまったたりだとか、いろんなところに転出されて、徴収がなかなか行き届かないといいましょうか、なかなか難しいという方も中にはいらっしゃると思います。そういった方に関しましては、大変申し訳ないですけど、時効ですとかそういったところで落とさざるをえないというような状況もありつつ、また、生活保護ですとか、そういったところでの生活困窮者ですね、そういった方に関しましては、経過を見ながら、3年経ったら落とすというような制度もございますので、そういったところの整理というものは当然必要にはなってくるかと思いますが、基本的には町内にいる方ですとか、徴収が可能な方に関しましては、一部納付的なもので徴収しながら、なんとか滞納の解消に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

斎賀委員長

今、課長から誓約書が出たんで安心しました。今までその誓約書なんていう言葉がなかったんで、ただ黙って時効になるのを待ってるのかなと思ったんですけども、誓約書という言葉が出たんで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

早坂住民生活課長

金額的なところ、国民健康保険税の30年度決算ということになりますけども、485万2千円程度ですね、滞納額が残ってるというような状況です。

斎賀委員長

この誓約書の、何人かからいただいてる。

(早坂住民生活課長「はい」)

わかりました。

早坂住民生活課長

先ほどもちょっと言っていたんですけども、今回専決処分という形でさせていただきたいなというふうに考えているんですが、そのあたりに関しましてもご了解いただけるかどうかの。

斎賀委員長

先ほど課長から説明ありましたこの件については、専決処分で処理させて動いていきたいということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

よろしくお願いします。

委員会の同意を得ましたんで、よろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、住民生活課所管の令和2年度における幌延町国民健康保険の税率改定等についてはこれで閉じたいと思います。ありがとうございました。

それでは引き続き、保健福祉課所管、第2期健康増進計画案についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それではご説明させていただきます。

本町では、平成22年に協働による健やかに安心して暮らせるまちづくりを基本理念とする幌延町健康増進計画を策定し、健康づくり施策に取り組んでまいりました。

本年度がこの第1期計画の最終年度となることから、これまでの取組を振り返るとともに、本年9月に実施しました健康づくりアンケート調査で得られた結果を踏まえ、第2期計画の策定作業を進め、このたび計画の案がまとまりましたので、その概要をお手元に配付させていただいております、第2期幌延町健康増進計画案によりご説明申し上げます。

計画案の表紙と、もう1枚めくっていただきまして目次をご覧ください。

計画は、第1章から第6章までの大項目に分類し、その中に関連事項を記載しており、全40ページでまとめております。

次のページ、お開きください。

第1章計画策定の趣旨、1、計画の背景と趣旨では、国や北海道の計画や取組に沿った形で、町民が生き生きと健やかに充実した生活が送れるよう、生活の質の向上や社会生活を営むために必要な、心身の機能を維持、向上させるため、本計画を策定し、計画で掲げる目標の実現に向けて施策を推進していく旨を記載しております。

2、計画の位置づけでは、本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画であり、健康日本21、第2次の地方計画として策定するほか、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけることなどを記載しています。

3、計画期間では、第2期計画の期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としています。

3ページをお開きください。

第2章、幌延町の現状、1、人口と世帯数では、平成31年1月1日時点の高齢化率が2

9.4%となっており、年代別人口では、男女ともに60歳代がピークとなっていることから、今後も高齢化率は上昇傾向が続くことが見込まれることや、過去10年間に於いて、人口がほぼ一貫して減少している一方、世帯数はほぼ横ばいとなっている現状を記載しております。このことから、単身世帯の増加や核家族化が進んでいると推測されます。

4ページ、2、平均寿命等健康寿命では、平均寿命と健康寿命の北海道平均及び全国平均との比較を記載しています。本町の平均寿命は男女ともに、長寿化傾向が見られ、北海道平均同水準以上となっていますが、全国平均は未だ下回っている状況です。また健康寿命は、計算方法が異なるため、全国及び全道の数値と一概に比較することはできませんが、参考として記載しております。

5ページをお開きください。3、出生の状況では、平成25年から6年間の出生数が減少傾向にあることを記載しています。

6ページ、4、死亡の状況では、過去10年間の主要死因が、心疾患、悪性新生物、肺炎・呼吸不全の順で多く、近年は、肺炎・呼吸不全が最も多くなっている旨を記載しております。

7ページをお開きください。（3）自殺の状況では、本町の自殺の発生件数について、全国平均を100としたSMRでは、本町は113.6と、全道平均の107.7も上回っており、自殺での死亡率が高い旨を記載しております。

8ページの5、要介護認定の状況では、本町の要介護認定率が、近年は北海道平均を下回り、全国平均並みの水準で推移しているほか、平成29年度は要介護4、5の減少が見られることを記載しております。しかしながら、要介護3は増加している状況から、今後、重度化しない、させない、施策の推進が必要と考えております。

9ページをお開きください。6、健診の状況では、特定健診受診率が北海道平均を上回って推移していることや、がん検診受診率が全体的に改善傾向にあります。胃がん検診の受診率が低水準のままとなっていることなどを記載しております。

次に11ページをお開きください。7、健康づくりアンケート調査結果になります。

こちらでは、町民の健康意識や健康のための活動状況、健康状態の現状を把握するため、昨年8月26日から9月20日までを調査期間として、30歳以上69歳以下の全町民を対象に実施しましたアンケート調査の結果を一部抜粋して記載しております。

調査結果の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、本調査結果をもとに、第1期計画の評価を行い、第2期計画での取組事項や目標を設定しております。

次に、23ページをお開き願います。

第3章、第1期計画の実施状況についてです。

第1期計画では、協働による健やかに安心して暮らせるまちづくりを基本理念に掲げ、3つのキーワードをもって、5つの重点項目の具体的な目標達成に向けた取組を行ってきた旨を記載しております。

24ページには、第1期計画の評価指標の実績を記載しております。

全25項目中17項目で改善が見られ、特に1、運動の（1）1日の歩行時間が30分未満の割合が、平成27年の33.3%から27.9%と、5%以上増加しているほか、3、疾病予防では、15項目中12項目が改善しており、喫煙者の割合も男女ともに減少しておりました。

また、心の相談の（１）趣味などの有無で、あると答えた人の割合では平成２７年の６９．２％から９７．１％と大幅に改善されておりますが、このたびのアンケート調査において、具体的な内容を示した設問に変えたことによるものも影響していると考えております。

次、２５ページをお開き願います。

第４章、第２期計画の基本的な考え方では、第２期計画の主要施策を推進していくための計画の体系を記載しております。

基本理念は、第１期計画の理念を引き継ぎ、協働による健やかに安心して暮らせるまちづくりを掲げ、基本目標を健康状態が良いと感じる人を増やすと健康寿命を延ばすの２つとし、３つのキーワード、５つの重点項目をもって、計画を推進することとしております。

２７ページをお開きください。

第５章、健康づくり計画では、５つの重点項目の現状と課題、目指すところ、達成に向けた取組、目標とする指標をそれぞれ記載しております。

まず、１、「運動」は、自分の体力や時間に合った運動習慣を身につけることが重要です。

アンケート調査結果によると、歩くことが定着しつつある一方、運動する頻度は低下しており、特に３０歳から４０歳代の運動の機会が少ないことがわかりました。より多くの方々が運動に親しみ、継続できるよう、運動に関する知識の普及や運動の機会の提供、活動団体への支援、運動しやすい環境づくりなどを進めていく必要があることから、目指すところを今より１０分多く歩こう。週に１回以上は、運動などで体を動かそうの２つといたしました。

達成に向けた取組につきましては記載のとおりです。目標とする指標は①今より１０分多く歩こうは、１日の歩行時間が３０分未満の人の割合を、②週に１回以上は、運動などで体を動かそうは、日ごろから日常生活の中で、意識的に体動かす習慣がある、または時々ある人の割合を評価指標とし、それぞれ改善傾向となることを目標としております。

２９ページをお開きください。

２、「食生活」は、規則正しい健全な食生活は、一生を通じての健康づくりの基本になり、乳幼児期からの健康的な食習慣が重要です。

アンケート調査結果によると、BMI 25.0を上回った人の割合が、女性は減少傾向が見られましたが、男性は増加していました。また、野菜の摂取状況は、男性より女性のほうが高く、３０歳から５０歳代の男性が低く、３０歳から４０歳代の女性が高いことが確認できたほか、塩分適正摂取量を知っている人の割合が減少しており、男女ともに約半数の方が塩分摂取はわからないとの回答でした。

生活習慣病の発生には、食生活の関連が深く、幼いころから望ましい食習慣の形成が必要で、それには、親や周囲の大人の習慣や考え方が大きく影響するため、適切な情報を得て一人一人が意識を持って取り組んでいくことが必要であることから、目指すところを、野菜を毎日とろう、塩分を取り過ぎないようにしよう、糖分を取り過ぎないようにしようの３つといたしました。

達成に向けた取組は記載のとおりで、目標とする指標は、①野菜を毎日とろうは、野菜を毎日食べている人の割合を、②塩分を取り過ぎないようにしようは、塩分に気をつけている人の割合を、③糖分を取り過ぎないようにしようは、甘味飲料をほぼ毎日飲む人の割合を評価指標とし、それぞれ改善傾向となることを目標としております。

３１ページをお開きください。

3、「疾病予防」は、生活習慣に関する正しい知識を持ち、自身の健康状態を知り、生活習慣の振り返りから健康的な生活を送っていくことができるようにすることが重要です。本町の喫煙率につきましては、減少傾向にあり、男女ともに北海道平均は下回っているものの、全国平均を上回っており、まだ高い水準となっております。

平成30年度から、禁煙外来助成事業を開始しておりますが、利用がまだ少ない状況にあります。町民一人一人が、たばこの害に対する関心を持ち、自分自身や家族、周囲の人たちの健康のために、たばこを吸わない選択ができるよう、取り組んでいくことが必要であることから、目指すところを検診を受けて自分の健康状態を知ろう、肥満を改善、予防しよう、生活習慣の改善に取り組もう、禁煙に取り組もうの4つとしました。

達成に向けた取組は記載のとおりで、33ページのほうに目標とする指標を記載しております。

目標とする指標につきましては、①検診を受けて自分の健康状態を知ろうは、各種検診の受診率など、②肥満を改善、予防しようは、BMI25以上の肥満者の割合を、③生活習慣の改善に取り組もうは、健康管理にとっても気をつけている、またはまあまあ気をつけている人の割合など4項目を、④禁煙に取り組もうは、現在たばこを吸っている人の割合を評価指標とし、それぞれ改善傾向となることを目標としております。

次、35ページをお開きください。

4、「歯の健康」は、食べる喜び、話す楽しみを保つため重要で、生活の質に大きく影響をいたします。

本町では、平成26年から歯周病検診を開始し、過去1年間に歯科医院等で、歯石の除去を受けた人の割合が増加傾向にありますが、近年は、歯や口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることが明らかになっておりますので、さらなる改善に向けて取り組んでいくことは必要であります。そのことから、目指すところを、手鏡を使うなどして、自分自身で口の中を見て丁寧に歯磨きをしよう、歯科医や歯科衛生士による指導を年に1度は受けようの2つとしました。

達成に向けた取組につきましては記載のとおりです。目標とする指標は、①鏡を使うなどして自分自身で口の中を見て丁寧に歯磨きをしようは、口の中で気にならない人の割合と歯ブラシ以外の補助用具を週に1回以上使っている人の割合を、②歯科医や歯科衛生士による指導を年に1度は受けようは、年に1度は歯科医院に行って、歯石の除去や歯面の清掃を受けた人の割合を評価指標としまして、それぞれ改善傾向となることを目標としております。

最後に37ページをお開きください。

5、「心の健康」は、適度な運動やバランスのとれた食事、十分な休養などにより、ストレス耐性を高め、ストレスに対処することが重要です。また、自分1人で問題を抱え込まず、悩みを相談することも大切です。

アンケート調査結果によると、全体の3分の2以上に当たる67.5%の人がストレスを感じていると回答し、その割合は上昇傾向にあります。

またその原因は、男女ともに仕事のことが最も多く、次いで男性は経済的なこと、自分の健康のこと、女性は自分の健康のこと、家族の健康のことと続いております。

ストレスの対処ができていない、よくわからないと回答された方や、相談相手がいない、

相談先を知らないと回答された方が相当数いたことなどから、目指すところを、趣味や生きがいを持とう、ストレスと上手に付き合おうの2つとし、達成に向けた取組は、記載のとおりです。

目標とする指標につきましては、①趣味や生きがいを持とうでは、趣味や生きがいのある人の割合を、②ストレスと上手に付き合おうでは、最近1ヵ月でストレス、悩み、心の苦しみなどを感じる人の割合と、日ごろストレスや悩み、心の苦しみなどをうまく処理できている人の割合を評価指標とし、それぞれ改善傾向となることを目標としております。

39ページ、40ページでは、計画の推進としまして、それぞれの役割を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上が計画案の概要となりますが、本計画案につきましては、令和2年3月9日までを意見募集期間とし、現在、パブリックコメント手続を実施しており、委員の皆様方からもご意見を頂戴致したく、よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの第2期健康増進計画案について、委員の皆さんから質問、意見等ありましたら、いただきたいと思います。

このパブリックコメント終わって、また委員会に報告があるんですか。

村上保健福祉課長

パブリックコメントを今現在実施しまして、計画案の変更が必要な意見等が出された場合において、変更した部分につきましては報告をさせていただきたいと思いますが、計画案どおりの策定ということになりましたら、そこで計画書の配付をもって報告とさせていただきたいと思います。

斎賀委員長

わかりました。

西澤委員

第2期計画の基本的な考え方、25ページなんですけれども、基本理念は変わっていないのであれなんです、この目標1と目標2は、第1期の計画と変わっているんでしょうか。

第1期の目標1と2は何だったんでしょうか。

得能保健推進係長

この目標1と目標2、健康状態がよいと感じる人を増やす、健康寿命を延ばすという目標については、第1期の計画ではそういう目標は設定はしていなかったんですけども、第2期からこの大きな目標を、改めて目標として掲げたという状況になっています。

西澤委員

はい、ありがとうございます。

そこで、この増進計画なんですけれども、町民が健康を維持するための10年の目標ということで、大変重要な計画だなというふうに思っています。

この達成に向けた取組の中で、個人や家庭という欄と地域や団体、そして行政という役割分担というか、それぞれがやっていきましようねというようなところがあるんですけど、個人や家庭で取り組んでほしいというようなことなのかなというふうに思いますけれども、これをどうやって、個人や家庭で取り組んでもらうかが1番大事なところであって、その辺は

どのように考えていますか。

得能保健推進係長

各保健事業などで、個人や家庭で取り組んでもらえるところを事業に応じた形で周知していったり、保健事業の中に組み込んでいくような形で、住民の方にも取り組んでもらえたらというふうには考えています。

西澤委員

どの計画にもそうなんですけれども、これに限ったことではなくて、それぞれ計画をつかったときに、町民の方々と取り組んでいかなければこのような目標みたいなことは達成できないので、これだけに関して強く言うわけではないんですけれども、例えばＩＰ告知端末機で流していますよとか、今おっしゃられた行政がやる事業で周知していきますみたいなところは、参加される方の数が限られて少ないので、なかなかこの個人でやって、例えばこのウォーキングを夫婦、近所、友人などと誘い合って行うというこの言い方含めて、これは皆知っていて、なおかつそういうふうにしてくださいねっていう話の成り立ちじゃないですか。私がウォーキングしましょうねって誘いあうって、この計画を知ってて初めてやれることで、個人や家庭で取り組むことさえ町民の皆様ですよ、知らなければ、何をどうしていいかということがわからないので、この周知の仕方って本当に、ここが周知されなければ目標が達成できていかないというふうに思うんです。

この計画だけでなくほかの計画もそうなんです、これを町としてどのように、今後本当にこの達成に向けて、目標を掲げてやっていく上では、どのように周知していくのかなあって。今まで言ったように広報誌に載せます、告知端末機に載せますだけじゃ、絶対達成をしていかないというふうに思っているんですね。

だから、こういう計画作りませんでしたじゃなくて、目標を定めてその年度ごとに振りかえってやっていく上では、やっぱりもうちょっと何か方法というか、もうちょっと積極的に行政が個人の家庭の中に入っていくのか、その辺をどう考えてるかっていうところなんですよね。

基本計画全体なんで副町長でも町長でも。

野々村町長

議員おっしゃるとおり、そうだと私自身も考えてます。

こういう冊子で皆さんのところにお届けをする。これって全て同じで、いろんな計画を皆さんの個人個人に、冊子をしていただいている。

折り目のつかないまま廃品回収に行くという、その最悪の状態をどうやって解消していくかということ、もしくはそういうことがあっても、先ほど得能さんのほうから言われたとおり、いろんな保健事業の周知のときに、こういうウォーキングの大切さとか何とかっていう、そういう形で一生懸命ＰＲもしていただきながら、今保健師のほうの方々がそれぞれ取り組んでいただいているブルピーポイントプレゼント的なものも、少しはもっと配点を考えながら進めていきたいと思います、一生懸命研究をしていただいているところでもありますから、それが功を奏するとは言わないですけども、少しでも目のつく、そういうような広報の仕方だったり、説明の仕方を今のところ一生懸命考えていただいているというところだと思ってます。

ただ、やっぱこういう冊子が行ったときに、１度は目を通していただけるための形をどんなものか、本当にこういう場で言っているか悪いかわからないにしても、防災マップ一つに

しても、開かないで多分新聞紙と一緒にあってんだろとかっていうのが、町村会の中でもそんな話題がよく出る話なんです。実際起きたら、どこ行ったら真剣になって探すんだけだっていう、そういうもので、こういうものの目の届き方をどうするかとか、こういう届いたんなら、届いたときの時期を見計らって、中にも書いてあるけども、こうだっていうことをどう知らしめるかっていうのは、やっぱ我々今後の課題の一つだと思ってます。

ただ唯一、今までもブルピーで一生懸命やってきていただいた、ボランティアも含めてですけど、そういうところにいろんな形を組み込ませながら、ちょっと気持ちを誘導的にしようとかっていうのは、今一生懸命課のほうで考えていただいているということを聞いてますので、その辺も含めながら、どうやってPRしていくかという、我々もそこには、予算が生じるのであれば、少々予算を使いながら、皆さんがそのために活動が膨らんでいくという成果が見えてくれば、そこに一生懸命掲げていけるんだろと思っております。

村上保健福祉課長

周知の方法という形で、今現在この計画策定した後の周知ということで、今、担当課のほうで考えていることというのが、まず一つとしては計画策定した時点で、計画の概要ということで町民に取り組んでほしい部分含めて、概要として広報紙等でお知らせすると。

あとそれ以外については、今現在も行っているんですけど、IP告知端末を使って塩分摂取量のものですとか、野菜摂取の関係だとかということの定期的な呼びかけっていう部分も引き続き実施していく。あるいは広報紙の紙面のボリュームもあるかと思いますので、広報担当とも協議しながら、定期的な広報紙での呼びかけ等もできればなというふうにも考えておりますし、また、計画を策定した中で、毎年実行委員のほうに分析等もしていただくので、その中での計画と目標での達成率ですとかっていうところの分析を行いながら、どの部分を重点的に周知していったらいいかっていう部分も含めて、毎年協議していきながら、周知させていただきたいなというふうに考えております。

西澤委員

ありがとうございます。

あともう1点。これは保健福祉課だけの話ではないんでしょうけれども、増進計画の中に幌延町本町の総合体育館の設備の点に触れておりますのであれなんですけども、なかなか夜の部といいますか、一般開放にはなっているけれども、例えば早いもの順だとかっていうような、なかなか行っても利用できないっていう状況がここ数年に続いているという話を聞いております。なので、例えばこの30代40代の方の運動の機会がなかなか少ないという話であれば、これは教育委員会との相談事にもなるかもしれませんが、月に何回かでも30代40代の方の一般開放みたいな形で、運動の機会を与えられるような場を設けるとかっていうこともありなのかなというふうにちょっと思いますんで、その辺も総合体育館は確かにあるんですけども、なかなか利用できない状況というのが続いているという話を聞きましたので、その辺ちょっと検討していただければと思います。

村上保健福祉課長

ご意見として教育委員会等々とも協議しながら、より有効的な活用ができるような形で今後検討させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

他に委員ありませんか。

ないようでしたら、第2次健康増進計画案については、これで閉じたいと思いますので、またパブリックコメント、いっぱい町民から意見が集まることを願って、ひとつよろしくお願ひします。

引き続き、保健福祉課所管2点目、第2次子ども子育てプラン案についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それでは説明を始めさせていただきます。

本町では、平成27年に子ども、親・地域が手をつなぎ、のびのび育つまちほろのべを基本理念とする、幌延町子ども・子育てプランを策定し、総合的な子ども・子育て支援施策に取り組んでまいりました。

本年度がこの第1期計画の最終年度となることから、これまでの取組を振り返るとともに、昨年1月に実施しましたニーズ調査で得られました結果を踏まえて、第2期計画の策定作業を進め、このたび計画の案がまとまりましたので、その概要をお手元に配付させていただいております、第2期幌延町子ども・子育てプラン案によりご説明を申し上げます。

計画案の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

本計画は2部構成とし、第1部総論では第1章から第3章まで、第2部各論では第1章から第5章までの大項目に分類し、その中に関連事項を記載しております。

2ページをお開き願います。

第1章、計画策定にあたって、1、計画策定の趣旨では、第1期計画が令和元年度に計画期間の最終年度となるため、引き続き全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、第2期計画を策定する旨を記載しております。

2、計画の位置づけでは、子ども子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども子育て支援事業計画に位置づけ、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に示される基本理念及び基本的事項などを踏まえた計画とすることや、子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した子どもの貧困対策に関する大綱の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取組を推進する施策を包含することなどを記載しております。

3、計画期間では、第2期計画の期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とし、必要に応じて見直すことを記載しております。

4、計画の推進では、庁内関係部局や北海道、関係機関、団体などとの連携、協働による計画の推進を図り、個別事業の点検評価を行い、施策の改善につなげていくことを記載しております。

3ページをご覧ください。

第2章、幌延町の子ども・子育てを取り巻く環境、1、各種制度の動向では、4ページにかけて、（1）子ども子育て支援制度、（2）次世代育成支援対策、（3）児童虐待防止対策、（4）障害児支援施策、（5）子どもの貧困対策、（6）地域共生社会の実現について、それぞれ制度の動向について記載をしております。

5ページをご覧ください。

2、人口・世帯の状況ですが、（1）人口の状況から、7ページの（4）女性の就労状況までは、住民基本台帳や人口動態統計、国勢調査の過去データをグラフで表し、分析結果を記載しております。

7 ページの（５）児童数の推計は、平成 28 年から平成 31 年までの児童数の実績から、コーホート変化率法により、令和 6 年度までの児童数を推計した結果を記載しています。計画期間最終年の令和 6 年度には、11 歳までの児童数は、本年度から約 23 人減少し、209 人になると推計されます。

8 ページをお開き願います。

3、幼児教育・保育施設・小中学校の状況では、本町の認定こども園、問寒別へき地保育所、小中学校の第 1 期計画期間中の利用状況などについて記載しております。

9 ページ、4、ニーズ調査の結果概要では、昨年 1 月 25 日から 2 月 13 日までを調査期間として、町内在住の未就学児及び小学生のいる家庭の保護者を対象に実施しました、ニーズ調査の結果を抜粋して記載しております。調査票の回収率は、未就学時 54.7%、小学生 47.7%で、全体では 51.3%と、第 1 期計画策定時調査の回収率が 46.4%だったことから、約 5%上回っておりますので、関心の高さが伺えます。調査結果の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、自由記載項目に記載のあったご意見、ご提案を 19 ページから 22 ページまでに、町の考え方と併せて記載をしております。

次に 23 ページをお開き願います。

5、第 1 期計画の取組状況では、第 1 期計画の主要施策の自己評価結果を記載しています。実施した全ての取組事業において有効であったと評価しておりますが、多少課題が残る事業について、現状把握と課題抽出をしております。

26 ページをお開きください。

第 3 章、子ども・子育て支援の基本的な考え方では、第 2 期計画の基本理念、基本目標、主要施策について記載しております。1、基本理念は、第 1 期計画の基本理念を引き継ぎ、子ども・親・地域が手をつなぎ、伸び伸び育つまちほろのべとし、2、基本的な視点につきましても、第 1 期計画と同じ、子ども、親、地域、3つの視点として、27 ページの 3、基本目標で 4つの基本目標を掲げ、計画を推進することとしております。

28 ページをお開き願います。

28 ページ、4、施策の体系は、主要施策を推進していくための当計画で定める施策の体系を記載しております。

次に、第 2 部各論についてですが、本計画の 4つの基本目標を章立てし、それぞれの主要施策の取組事業と、その概要について記載をしております。

第 1 期計画策定時には記載がなく、平成 29 年度の中間見直し時点で追加されている取組や事業については追加と。第 2 期計画において新たな取組事業と、取組があったけれども前期計画への記載がなく、新たに記載する取組事業については、新規と表示をさせていただきます。

30 ページをお開きください。

第 1 章、子どもの育ちにあった健やかな成長の促進です。

1 の 1、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築では、妊娠時から出産、乳児時期、幼児期にわたる一貫した支援に向け、子育て世代包括支援センターのセンター事業の実施体制の確保に努めるほか、不妊治療費の助成、妊婦への保健指導や、妊産婦の健康診査に係る医療費及び交通費などの助成、子供医療費無償化事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児の健診や指導、相談、定期予防接種の実施と、定期予防接種対象外である急

性耳下腺炎等の予防接種に係る経済的負担軽減などについて、引き続き実施することとしております。

31ページから32ページにかけての1の2、子どもの発育・成長に応じた保健医療の推進では、正しい食生活の定着、食育の推進とともに、望ましい生活習慣の定着を図るため、離乳食教室や親子を対象としたおやつ教室、料理教室を引き続き実施するとともに、関係機関が連携しながら、思春期を迎える子どもの成長段階に即した健康課題に対応することとしております。

32ページから33ページにかけての1の3、療育体制の強化と障がい児支援の充実では、子どもたちの個性と能力を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の特性や発達段階に応じたきめ細かな療育の充実を図るため、認定こども園における障がい児保育事業や、留萌北部地域子ども発達支援センターとの連携による児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどを引き続き実施し、認定こども園や学校、地域などにおいて、合理的配慮に対する理解を深めながら、障がいの状態などに応じた配慮が提供される環境づくりを推進することとしています。

34ページ、1の4、不登校・いじめ対策の充実では、心のケアを行う専門的な人材を中学校に配置し、登校やいじめなど心の問題に関する悩みなどを抱える児童生徒への対応の充実を図るほか、児童生徒が困難等に直面した場合に周囲に助けの声を上げられるよう、周囲の大人がSOSに気づき、受けとめ、対応することができる環境づくりを推進することとしております。

35ページ、第2章、子どものためになる子育て支援の充実では、2の1、認定こども園等の充実、認定こども園及び子育て支援センターにおいて延長保育事業、預かり保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業や各種研修会などを引き続き実施するほか、令和元10月から始まった、教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施について、公平かつ適正に行うこととしております。

36ページから37ページの2の2、地域子ども・子育て支援事業等の充実では、子育て家庭の育児支援の強化と生活の安定を図るため、出産祝金と養育手当を支給するほか、子どもたちが地域の中で健やかに成長し、また地域全体で子育てを支援するため、子育て世帯を対象とした講演会や子育て講座を実施するほか、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、養育支援事業などを引き続き実施することとしております。

37ページから38ページにかけての2の3、児童虐待防止施策の推進では、関係機関が連携を図り、虐待の発生予防に努め、早期発見及び迅速かつ適切な対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会においてケース会議を行うほか、地域住民が児童虐待について理解し、その疑いがある場合に通報してもらうための児童虐待防止法の周知、自らが虐待などから身を守る意識を養うことを目的とした子どもへの暴力防止プログラムの実施などを引き続き行うこととしております。

38ページから39ページにかけての2の4、ひとり親家庭への支援の充実では、ひとり親家庭が安心して子育てすることができるよう、医療に関わる費用の一部助成事業を引き続き実施するほか、母子自立相談員の人材確保に努め、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行う事業の実施を検討することとしております。

次に40ページ、第3章、子どもと大人が学び成長する環境の向上です。3の1、子ども

の個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実では、子どもの多様な体験活動の場、機会として、各種芸術鑑賞会の開催、自然体験活動、スポーツ活動、図書室機能の充実、指導者の育成確保を引き続き行うほか、科学やエネルギー、環境問題についての関心を高め、意識を深める機会として、エネルギー関連施設見学会、おもしろ科学館、工作実験教室を関係機関と協力、連携しながら実施することとしております。

4 1 ページから 4 2 ページにかけての 3 の 2、生きる力を育む教育環境の充実では、教育環境の充実を図るとともに、地域性を生かした教育活動を実施することとし、チームティーチングによる指導の充実、福祉教育やボランティア活動の推進、ALT の派遣や学習支援員の配置による国際化に対応した人材の育成、社会科副読本の活用による共同学習の充実、幌延町情報教育センターと連携した情報教育の推進、家庭や地域と連携した食育の推進などを引き続き行うこととしております。

4 2 ページから 4 3 ページにかけての 3 の 3、家庭と地域の育てる力の養成では、地域ぐるみの教育活動を推進するため、よりよい家庭教育のあり方について学習の機会の充実、関係機関と連携した青少年健全育成活動の推進、子育てサークル活動への支援、子育て支援ボランティアの育成と活動支援などを引き続き行うこととしています。

4 4 ページをお開きください。

第 4 章、安心して子育てできる地域生活環境の整備です。4 の 1、子どもの安全の確保では、幌延町安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、交通安全教室の実施や、交通安全、防犯講習会の開催などによる教育活動啓発を行うほか、チャイルドシート貸与及び購入費の一部補助や、小学生を対象とした自転車用ヘルメットの貸与により、交通事故被害の軽減を図ることとしております。

4 5 ページの 4 の 2、子育てを支援する生活環境の整備では、住まい、道路、公園、公共施設などを日常生活の場として、子どもや子ども連れだけではなく、全ての人に優しい環境を整備することとして、公営住宅の計画的な補修、公園などの遊具の整備、点検などによる安全確保、利用しやすい公共施設の管理運営、安全安心な道路環境の整備などを引き続き行うこととしております。

4 5 ページから 4 6 ページの 4 の 3、仕事と生活の調和の推進では、男女を問わず、就労しても子供と向き合いながら子育てができるよう、ワークライフバランスの実現に向け関係団体が行う会議などへの活動支援や、育児休業制度の周知推進などを引き続き行うこととしております。

4 7 ページからは第 5 章、量の見込みと確保の方策になります。1、教育・保育提供区域の考え方では、本町の教育・保育提供区域を地理的状況と供給体制の整備状況などを踏まえ、第 1 期に引き続き、町全体を一つの提供区域と定めることとしております。2、教育・保育施設の量の見込みと確保の方策と、4 8 ページの 3、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策では、第 1 期計画期間内のサービス利用実績数や、国が示す手引に従い算出した、各家庭類型におけるサービス利用意向率を計画期間内の推計児童数を乗じて算出した量の見込みと、サービス提供体制の確保の方策についてを記載しております。

教育・保育施設の確保の方策人数は、幌延町認定こども園の定員数としており、計画期間内のサービス利用料の見込みは、各認定区分において定員数以内となっており、第 1 号認定及び 2 号認定の 3 歳以上児童は年々減少していくと推計しています。

また、地域子ども・子育て支援事業の確保の方策人数は、量の見込みに対応した提供体制を確保することとしておりますが、病児保育事業につきましては、実施体制を整えることが困難な状況であることから、確保の方策人数を0人とし、当面、病後児をファミリーサポートセンター事業にて預かることができる体制の確保に努めることとしております。

第1期計画期間中に開設されました、認定こども園や子育て支援センターで展開される幼児教育や保育、子育て支援事業により、国で想定しておりました地域子ども・子育て支援事業の大部分が実施できているものと考えておりますが、残念ながら体制等の問題もあり、地域のニーズに応えることができない事業もありますので、今後も地域のニーズなどを図りながら内部検討を進めていかなければならないものと思っております。

以上が計画案の概要となりますが、本計画案は令和2年3月9日までを意見募集期間とし、現在パブリックコメント手続を実施しており、委員の皆様方からもご意見を頂戴いたしたく、よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

はい。ありがとうございました。

ただいまの第2期子ども・子育てプラン案についての委員皆さんから意見をいただきたいと思えます。

1点いいですか。42ページに学校給食の充実とあるんですけど、結局ほぼ、地元の地産地消をやりたいと、牛乳を飲めばいい。だから45円相当助成するというのは聞いているんですけども、今学校の教育現場で飲んでるのは豊富のサロベツ牛乳であって幌延の牛乳ではないですね。我々酪農家の人は皆生産してるのは雪印なんだから、ライバルの豊富の作ってる牛乳を飲んで地産地消だというのはおかしいじゃないですか。それとも、新年度から雪印の牛乳にするんですか。

(西澤委員「作ってないしょ」)

だから作ってなくてもそこは折れるさ。作ってるのはバターだとか脱脂粉乳作ってるかもしれないけど。ここに地産地消は入れられないと思うよ。

岩川副町長

同じ、給食のね牛乳補助するときも同じような、内部で議論したんです。実はね。できるだけ地元の工場のある会社を使うようにしたほうがいいんじゃないのかという話はしているんですが、その方向性ではいるんですけども、やはり価格の問題も結構あるそうなので。できるだけ、徐々に見積もり合わせ等で、やっぱり地元もの使ってもらえるようなふうに呼びかけていきたいなというふうには思っています。

斎賀委員長

地元の業者さんもあるわけなんだから、以前は雪印の牛乳飲んでたんだけど。

岩川副町長

地元の牛乳屋さんも、学校給食そのものの量として対応できるかどうかっていうところもちよっと確認しなきゃならないんで、そういうご意見あるということだけは認識しておきます。

斎賀委員長

価格の面で決めてくるっていうんだったら、これは学校教育の現場のパソコンとかタブレット買うのもそんなもなくなっていくと思うんだよね。それがちょっと今気になったんで。

見ててあれって思ったんで意見です。検討をお願いします。

他にないですか。

(「はい」の声あり)

ではないようですので、あとまたパブリックコメントするんで、案が成立しますようによろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第2期子ども・子育てプラン案については、閉じたいと思います。ありがとうございました。

それでは引き続き保健福祉課所管3番、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それでは、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟について、お手元に配付させていただいております資料を用いて、ご説明をさせていただきたいと思います。

皆様ご存じのこととは思いますが、団塊の世代が75歳以上になる2025年時点で、全国でおよそ33万人の介護職員が不足するとされており、本町におきましても、介護職員不足は深刻な問題であり、社会福祉法人幌延福祉会が運営いたします特別養護老人ホームこざくら荘では、恒常的な人材不足が既に発生をしております。

そこで、資料の1ページをお開きください。

本年1月1日現在のこざくら荘の職員状況について記載しておりますが、特別養護老人ホーム特養40床と短期入所のショートステイ8床の定員に対し、介護員は19.8人必要ということですが、現状では15.8人と4名不足しており、必要数以上配置となっております生活相談員1名、こちらが介護員業務に当たったとしても、3名不足している状況となっております。

この介護員不足によって、特養の受け入れ定員を減らして対応せざるをえない状況が続いており、給付収入が大幅に減少し、町からの運営費補助金額が増加している状況となっております。

幌延福祉会では職員募集を継続して行い職員確保に努めているものの、いまだ改善の目途は立っていないということでの報告を受けているところでございます。

2025年が目前に迫り、今後更なる介護人材不足が見込まれることなどを総合的に判断いたしまして、東川町を中心に道北地区モデル事業として、平成30年12月に設立されました外国人介護福祉人材育成支援協議会に加盟し、町内の介護福祉人材の確保を図ることといたしました。

次のページをご覧ください。

外国人介護福祉人材育成支援協議会は、国内の不足する優秀な介護福祉士人材を確保するため、自治体と介護福祉士養成施設及び社会福祉施設などが一体となって、外国人及び国内の介護福祉士を育成し、介護現場で活躍する人材を輩出することを目的に設立されております。

東川町におきましては、上川、道北エリアで唯一の介護福祉士養成施設である学校法人北工学園旭川福祉専門学校があり、2013年10月には日本語学科も開設されております。また、町立の日本語学校もあり、外国人介護福祉人材の育成に必要な介護福祉士養成と日本語教育の連動性が図れることから、チームケアの一員としての知識や技術を身につけた介護

人材の育成が期待できます。

次のページをご覧ください。

協議会は、志願者に奨学金を交付することを決定した自治体及び福祉施設等の正会員と、志願者が配置されなかった福祉施設などで、補充のための学生を充当される福祉施設などの準会員、協議会の趣旨に賛同し、将来正会員になろうとする自治体及び福祉施設などの賛助会員、介護福祉士を養成する学校などの養成施設で構成され、協議会への負担金につきましては、正会員が事務費年額30万円。奨学金が1人当たり年額250万円で、賛助会員については年額5千円となっています。

協議会の主な活動内容につきましては、参加自治体と留学生とのマッチングや、負担金の受領等、当該学生への奨学金の支給、マッチングした留学生が何らかの事由により就職できない場合の別の外国人、介護士のあっせん、就職後のアフターフォローや調査などです。

奨学金の支給の流れにつきましてはフロー図で示したとおりで、資格取得後に就職し、通算5年間勤務で返還免除となることとなっております。

次のページをご覧ください。

市町村が単独事業として留学生に対する奨学金などの交付事業などに要した経費の80%が特別交付税により措置されるため、実質的な自治体負担額は、奨学金の20%分と事務費負担金の30万円ということになります。

令和2年度に協議会に加盟し、留学生2人とのマッチングが成立した場合、協議会負担金額は2年間総額で1,060万円となりますが、うち奨学金の80%の800万円が特別交付税で措置されるということになりますので、実質的な町の負担額につきましては2年間で260万円となります。

協議会参加施設の受け入れ準備などにつきましては、受け入れ前に整えておくべき条件ということになります。

1つ目の介護職員処遇改善加算を算定している事業所であること。こちらにつきましては、こざくら荘は既に当該加算を算定している事業所となっております。

2つ目の実習指導者研修を受けている施設であることにつきましては、現在こざくら荘には本研修受講修了者がいないことから、来年度1名受講する予定としております。

3つ目の年収は、初年度を除き最低限270万円以上とすること。こちらは、通勤手当や住宅手当、扶養手当を除く年収ですが、受入れ年度までに協議していくということとしております。

4つ目のその他事項につきましては、出身国、国ごとに異なる食事や宗教、習慣などへの対応や住宅の確保など準備が必要となりますので、マッチング成立後にこざくら荘と協議していきたいというふうに考えております。

次のページをご覧ください。

就労までの流れについてのフロー図を掲載しておりますが、外国人留学生と左側のほうに記載をしておりますが、その横に括弧書きでN2以上やN3、N4程度と記載しておりますが、こちらにつきましては日本語能力試験レベルを表しており、本協議会においてマッチングされ就職する際には、利用者やほかの専門職とのコミュニケーションや介護計画書の作成や理解に十分対応可能なN2以上の日本語能力を取得してくることが書かれております。

次のページに、日本語能力試験レベルについての記載をしておりますので、後ほどご参照

いただければと思います。

7 ページをご覧ください。

最後に、協議会への加盟につきましては、令和2年度からからとし、参加施設につきましては、社会福祉法人幌延福祉会特別養護老人ホームこぞくら荘で、令和2年度に2名の学生を要望するということで、即効性はございませんが、今後の介護人材の確保として、本年1月に要望調査が実施されまして、その要望調査において2名要望ということで回答をさせていただいております。その2名につきましては、令和2年度の新入生となることから、事業所への就職につきましては令和4年4月ということになります。

令和2年度の予算につきましては、前段でもご説明させていただきましたとおり、事務費負担金の30万円と、奨学金負担金250万円掛ける2名分の500万円、合わせて530万円の負担金と、こぞくら荘において受講が必要となります実習指導者研修の受講経費約13万2千円を運営費補助金の中に算定し、計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟についての概要説明とさせていただきます。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの外国人介護福祉人材育成支援協議会の加盟について、皆さんの意見を伺いたいと思います。

高橋委員

これ令和2年で2名っていうことなんですけど、その後って募集はかけないんですか。

村上保健福祉課長

まず初回としまして、2名を募集するということで、この人数につきましてはこぞくら荘の受入れ体制の問題もありますし、外国人が1名ではなかなか難しいというお話も聞いていますので、最低限の2名ということで今回要望をさせていただいております。

それ以降についての、こぞくら荘で体制等も整えたりということで、令和3年度以降の要望につきましては、状況を見ながら判断させていただきたいなというふうに考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋委員

こぞくらの考え方もあるんだけど、今で4人足んないところで2年後、令和4年に2人入って来ると、それでもまだ40床っていう、それを満杯にはできないですね。2人介護員が足んないんで。その辺はこぞくらは何か考えてるんですか。続けてっていうか、日本人を探してそこに充てるのか、それともこれを続けて人を増やしていくのかっていうのは、そういう話はしてないんですか。

村上保健福祉課長

施設側との話では、引き続き外国人ではなく日本人の介護士を、この2年間の間でも不足している状況なので、引き続き人材の確保には努めていくということで、更に人材が足りない場合ということで外国人を、じゃあ令和4年度に4人、5人ということになってきますと、やはり実習対応もしなきゃならない、受入れ後、ひとり立ちできるまでに今いる職員がつかなければならないですとかのことなどを考えると、今の体制を考えたときに3人、4人

ということでの、いきなり多数の外国人を受入れしても、現状でちょっと対応はし切れないだろうという判断をさせていただきまして、2名ということで考えております。引き続き、日本人というか国民のほうの介護福祉士も引き続き募集して、体制の確保に努めていくということで考えております。

斎賀委員長

はい。ほかにありますか。

無量谷委員

今は日本人ばかりっていう感じなんですけども、この外国人とちょっと関係ないかもしれないんですけども、やはり今、若い人なり何なり入ってきても、すぐにやめられるっていうような部分が結構あるのかなという感じで。折角入ってあれなんだけど、処遇改善っていうか、給料が他の町村から見たら安いのかその辺ちょっとわからないんですけども、折角入ってきても育たないというか、長くいないような状況が続いてるんでないのかなという感じがするんですけど、その辺の改善策っていうか、そういうものの、幌延独自でないのいないのかなという感じがするんです。

村上保健福祉課長

処遇改善の部分につきましては、国からの給付等で行われております処遇改善加算等につきましては、加算を含めた中でも、定期昇給等を含めた中で改善はされているというようなことでの報告を受けておりますし、また更に給与体系等の考え方ということでは、法人のほうで今年度から2年間、来年度までをかけてコンサルの方に委託をし、内部での検討をします。その調査結果を踏まえて、また協議をさせていただきたいということになっておりますので、今年度、来年度の調査結果を含めた中で、また法人のほうと協議させていただきたいというふうに思っております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、以上をもちまして外国人介護福祉人材育成支援協議会の加盟についてを閉じたいと思います。ありがとうございます。

10分まで休憩しますので皆さんよろしく申し上げます。

(15時59分 休憩)

(16時10分 開議)

それでは、休憩を解いて会議を再開したいと思います。

ここでお諮りします。本日のまちづくり常任委員会会議時間は、議事の都合により2時間延長し、午後7時までといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本日の会議時間は2時間延長し、午後7時までとすることに決定しました。

皆さんよろしく申し上げます。

それでは、続きまして建設管理課所管、1点目、名林公園樹木診断結果に係る管理計画についての説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

名林公園樹木診断結果に係る管理計画についてご説明いたします。

名林公園の樹木診断については、北海道立総合研究機構林業試験場のご協力のもと、平成30年度に1回目の診断を行い、平成31年2月28日の第1回まちづくり常任委員会において、結果とその後の対応についてご説明させていただきました。

また、昨年7月1日から31日の1ヵ月間、この診断結果をもとに適正な公園樹木の維持管理に努めていくことを目的として策定した、名林公園樹木管理計画（案）についてパブリックコメントを行い、町民の皆様にお示し、ご意見をお聞きしました。

平成31年度については、昨年10月16日から17日までの2日間、一昨年度に引き続き北海道立総合研究機構林業試験場にご協力いただき、第1回目の診断結果から要精密検査となった樹木の再診断と、1回目で診断を行わなかった樹木のうち、幹や状態から診断が必要と判断した樹木、計34本の診断を行っていただきました。

診断結果と今後の管理計画の詳細について、担当の多田係長よりご説明させていただきます。

多田公園住宅係長

それでは私から、名林公園樹木診断結果に係る管理計画について説明させていただきます。

平成30年度、31年度の2ヵ年で、道立木業試験場の樹木診断装置により、名林公園内の樹木を診断してまいりました。その結果が、お手元の名林公園樹木診断結果履歴、資料1でございます。

30年度に実施した結果につきましては、既に昨年2月に開催しました常任委員会で議員の皆様にご報告させていただいておりますが、31年度では30年度に診断した樹木の中で、毎年の診断が必要とされた樹木に加え、新たに診断すべき樹木を昨年10月に診断したところです。それら診断結果をまとめたものが、今ご覧の名林公園樹木診断結果履歴になります。

表紙をご覧くださいますと、30年度に診断した樹木がAからG。そして1から55。合わせますと62本。31年度では34本を診断しましたが、そのうち14本が30年度から継続して診断した樹木で、新規に診断したのは20本でございます。新規の20本は、個体番号でいうと56から75になります。したがって、2年間で82本の樹木を診断しております。

また履歴では、装置による結果を踏まえ、実施者である林業試験場の意見を取り入れ、最終的な総合判断として、樹木一本一本にそれぞれコメントを付し、評価づけをしております。

評価づけの方法は、30年度にあっては当初マルやバツなどで印しておりましたが、31年度についてはAからEという表記にしております。30年度に診断した樹木においても、31年度同様の評価方法に改め、全てをAからEの5段階評価にしております。

AからEの5段階評価とした理由としましては、先ほど申し上げましたとおり、装置による診断結果をベースに実施者の専門的所見を加味し、より細分化したためであります。そのことにより、診断装置で数値上好ましくない樹木であっても、伐採ありきではなく、今後の観察診断に留めるに立った樹木もございます。

また、それらを一本一本の評価を図面上に記しましたのが、資料2の平成30から31年度名林公園樹木診断箇所というA4横の図面になります。

下のほうの凡例のところになりますが、Aが健全で、現在のところこれ以上の診断は不要

とされた樹木。Bは要経過観察で、今後定期的な観察診断が望ましいとされた樹木。CからEが要精密検査であります、Cについては腐朽の疑いがあり、さらに詳しい診断が必要とされた樹木で、Dは腐朽等の内部欠陥があり、さらに詳しい診断を早急に行うことが望ましいとされた樹木であります。

そしてEにあつては、腐朽等の内部欠陥が進行しており、伐採も視野に早急な精密検査が必要とされた樹木であるため、今回、この内部欠陥が進行し、伐採が望ましいとされた樹木を伐採しようとするものであります。

この度伐採しようとする樹木は、資料3の名林公園樹木診断カルテに写真を添え、まとめていただきました。

一昨年、また昨年2月の常任委員会でもご説明させていただいておりますが、ここ最近では、平成27年10月の暴風、平成29年9月の台風、同年11月の暴風雨などで、名林公園内の樹木は倒木や枝折れを繰り返してきました。幸いにも、いずれの災害時においても住民に被害を及ぼすものではありませんでしたが、名林公園内の樹木のほとんどが人間でいう高齢の者が多く、外部から何らかの力が加わることにより、倒れる可能性が高いと考えられます。

名林公園には、町の主要道路歩道へつながる遊歩道が伸び、その道を散歩する方を始め、子どもたちの遊ぶ公園であります。万が一の事態には甚大な事故は免れず、公園管理者である町への損害賠償責任も計り知れないと想定されるところであります。

名林公園の樹木は、長くこの町の歴史とともに成長してきた町の貴重な財産であります。その樹木を残したいという思いは強く、私たち町民の願いであると承知するところですが、この現実を直視した場合、伐採は避けては通れない選択でもあります。

今回伐採しようとする樹木10本につきましては、主に通学路になっている沿道沿いや、公園内遊歩道付近のほか、民地に近い位置に立つ危険樹木となっております。

30年度と31年度の2ヵ年で、現在までに名林公園の82本の樹木を診断してまいりました。名林公園内には、診断未実施の樹木も数多くありますが、2年間に亘る林業試験場の目視による抽出で一通りの対象樹木の剪定は終えております。ただ、伐採しようとする10分を除く、これまで診断してきた残りの72本につきましては、経過観察という目的において今後も診断していく必要があります。

今一度図面に目を向けていただきますと、総合評価の判例で、青色、黄色、赤色で記した樹木の今後の診断周期を右に記しております。

Aの青色の樹木が5年に1度の診断、本数にして18本。Bの黄色が3年に1度、本数は30本。CとDの赤色、そして診断不能樹木の目視診断が毎年で、本数24本がそれぞれの診断周期とされております。今後は、この周期を目安に診断していくことになろうかと思っております。

一昨年、議員の皆様と名林公園の樹木を視察し、お気づきのことと思いますが、私のような素人目から見ても心配と思われていた、道道沿いバス停付近の空洞化の樹木、あとは樹木根幹部の疲弊が懸念されていた名林公園のシンボルとも言える巨木。この2本についてですが、まず、道道沿いの空洞化の樹木にあつては、伐採という診断結果に至っております。また、シンボルツリーにつきましては、定期的な観察診断という総合評価であり、3年に1度の診断周期となっておりますが、前段でも申し上げましたとおり、あれほどの巨木

が仮に倒木に至った場合を想定しますと、早目の措置を講じることが望ましいと判断し、先般、道立試験場からその道に精通した方を紹介していただきましたので、今後は、今までの経過を説明した上で、シンボルツリーを維持、保護していくための施工方法や設計等を検討したいと考えております。

昨年、名林公園樹木管理計画を策定し、本計画案に対する町民からの意見を頂戴し、計画に加えることができると判断したものを計画に反映したところでございます。

貴重なご意見の一つに、樹林へ名札を付けてはというご意見がございました。この意見を受け、公園を利用される方がより樹木への親近感が醸成されるよう、代表的な樹木を選抜し、名札を付けることを新年度において考えております。

今後は、私たち住民の安全を最優先に、町の財産である樹木もまた尊重しつつ、名林公園の樹木管理に努めていく所存でありますので、議員皆様のご理解をお願いいたします。

以上、名林公園樹木診断結果に係る管理計画についての説明を終わらせていただきます。

斎賀委員長

はい。ありがとうございました。

名林公園樹木診断結果に係る管理計画についての説明がありました。このことについて皆さんから意見を伺いたいと思います。

無量谷委員

かなり圧縮されたような形で、調査結果出てるんじゃないかなって感じはするんですけども、僕なりに見たところも、これが本当に今すぐ必要でないかっていうのは、②、⑥だとか72が必要でないかなと。45、47これはけっこう木が細くて中が腐ってるっていうような状態なんで、常にこの木の細くて腐ってるっていうのは、中にアンコが入ってるっていうような状態なんで、その辺早急に必要でないのかなという感じはします。

1番気になるのが、42番です。ハルニレなんですけど、これも伐採計画の中に入ってるんですけど、これはすごく幹が太くてね、安全な感じだとは僕は思うんですけども、やっぱり、年取ってるような感じなんで、私は写真の中間から上までに青い小さな枝が育ってるんで、ある程度その上を切って、半分から下を残して観察したらどうかなという感じがするんですよ。ですから、この太さの木ってなかなかないんで、太ければそんな簡単に倒れるわけでないし、横に枝が張ってなければ、倒木には絶対強いと思っております。ですから42番は、そういうふうな感じで管理していけば、まだまだ生命力があるんでないかなっていう感じはしております。

それと、お寺のところのね、番号がついてないけどBってなってる木あるんだけど養寿寺のお寺の角の道路のBで、番号が書かかってないんですけど、この木は枝払いしたり、何だかんだとしてるんですけど、一本だけ枝が道路側に出てる木なんです。そして電線の上に太い枝が張ってるっていう状況で、街灯あるいは電線が切れる可能性があるんで、その枝落とせばいいのかなという感じがするんですけども。僕なりに見た中ではそんな感じです。

それとね、担当者の課とあるいは試験場の中でこういうふうな意見が出てきたんですけど、今後ね、こういう幌延町の町の木を大切に守っていくためには、何かこう委員会みたいなのであればいいのかなという感じはするんですけども、その辺、委員会方式っていうか、何かそういう町長の考えはないかなという感じがするんですけど。

野々村町長

今のところ、特段に委員会を作ってしまうということではなくて、このように定期的に道立試験場さんとパイプができたということもあって、うちの担当課の中で何年に1度とか、こういう毎年を見るという形でやっていって、議員の皆様方と一緒に協議していけばいいのかなという気はしています。役場の職員、担当課だから切ってもいいとか、全部倒してもいいとかって誰も思っていないで、先ほども多田係長も一生懸命お話をいただいたんですけども、やっぱり名木として幌延にあるものということの位置づけは、気持ち的には変わらないということです。

ただ、何かがあったときに、その責任の所在っていうのは町側に全部負うということのを避けるためにも、きちんとその点検をこういう形でしていこうということで今報告をしたところですので、あえて民間の人たちを入れながらの委員会ということ自体は、私自身今は考えてはいないところです。

西澤委員

この樹木診断が始まった当初、道立総合研究機構のほうもデータが欲しいということで、予算的には、来られるという旅費程度のものだったと思うんですけども、今後その、先ほど多田係長のほうからお話があった事を考えると、今後やっていくという、樹木診断を毎年行っていくというような話なのかなというふうに思っていますが、その辺の道立総合研究機構との予算的なものというような話はしているのでしょうか。

多田公園住宅係長

30年度から、この診断という取組は行っておりますが、初年度、2年度につきましては、旅費相応分を報酬としてお支払いしております。

前段の説明でもありましたけれども、残りの72本については今後も定期的な観察をしなければいけない樹木として、それは名林公園管理計画策定したときにもそれは掲載していくことなんですけれども、それは毎年定期的に目安として、診断はしていこうと思っています。

ただ、予算的なことは来年度以降どういった形で、報酬制にするのか、旅費相応分をまたお支払いするのかという、直接はお話はしていないですけども、当面の方向性としては例年同様のやり方、旅費相応分を報酬として見ていきたいと考えております。

斎賀委員長

先ほど、多田さんのほうから、診断者が10本はもう危ないので切ったほうがいいよという指導を受けたんですけども、委員のほうから42番のハルニレについては、上のほうだけ切って、下のほう残したらどうかという提案もなされたんですけど、この委員の意見をまた診断の先生に相談することは可能なんですか。

多田公園住宅係長

特に無量谷議員おっしゃられているのは、道道沿いの空洞化の樹木、そのことをだと思っておりますが、林業試験場の担当者とお話させていただいたときに、その話もさせていただきました。以前にも無量谷議員のほうから、確か1メートルだと思いましたが、それぐらいいを残して伐採してはどうかというご意見を受け、林業試験場の者と相談させていただきました。

それについては、何ら問題ないという見解でしたが、ただ、景観上もありますし、どういった、その空洞の部分を残して伐採すべきか、そういったものもシンボルツリーの関係で、雪解けに紹介していただいた、旭川なんですけれども精通した方も来られますので、そうい

った方のアドバイスを受けながら、進めていきたいなと考えております。

無量谷委員

前は伐採するやつはある程度結構太かったやつもあったんで、1メートル以上残しなさいよっていう感じだったんですけど、今回はね、これ本当にシンボリックな、なかなか空洞になってる木っていうのは、育っているのはなかなかないっていう状況なんで、空洞の上のほうの若芽が出て、小さな枝出てるんですけど、そういうのを上から切るっていうのはどうかなという感じはしてるんですよ。ただ、そこまではもう若芽が出てるってことは、それだけ木として成り立ってるっていう状況なんで、だから年が年なもんだから、やっぱり最終的な樹高の高さが高いっていう部分もあるんで、そして道路の傍っていうこともあるから、私はせいぜい若芽の出た上のほうの中間から切るような形に残したほうが良いんじゃないかっていう感じで、これ一本は残してほしいっていう部分あります。3メートル以上は残しても大丈夫でないかなと思うんだけど。

それとね、もう一つ歩道に面している面が、結構ぐるっとあるんですけど、これらの上の方の、診断の中の木になってない木なんだけど、それらの枝払いも必要でないかなって僕なり思っております。ですから今後の計画として、ある程度歩道からの枝を見て、伸びてる部分は切ったほうが安全でないかなっていう感じはしてます。

斎賀委員長

先ほど言われました旭川からまた来るときに、こういう意見もあるんだけどっていうことで相談してもらって、それ以外は、9本伐採しても良いという皆さんの考えだと思います。ただ、その1本だけについては、今無量谷委員の言われたとおり、ちょっともう1回確認とれるのであれば旭川の方と確認をとってほしいなと思いますのと、先ほどあった道路、歩道に面して上のほうで出たやつ、安全のため何とかしてほしいという、委員の要望でありますので、確認をお願いしたいと思います。

いいですね、それで。

(無量谷委員「はい」)

島田課長もいいですか。

島田建設管理課長

私ども素人なので、外見から見て木がどういう状況なのかっていうのはわからないっていう部分と、木の中身がどうなってるのかっていうことで道立試験場のほうに、この装置を用いた形での診断をしていただいたっていう今までの経緯があります。

先ほど無量谷委員のおっしゃっていた、中が空洞化している木については、現状では、林業試験場の方の意見ですけれども、今の現状では多分、道道側には倒れづらいたろうと。ただ、公園のほうには倒れる確率が高いというような話をされてました。外見だけではなく、装置を用いての木の中身を見ていただいた結果が、今回お示した10本の伐採という結果になったんですけども、さっき無量谷委員がおっしゃった内容で、果たしてその木がですね、上のほうまで新芽が増えているところまで残して切った場合に今後どうなるのか、その辺も専門的な知識をお持ちの林業試験場の方々とご相談させていただきながら、決めていきたいなというふうに考えてます。もしそれで、その状態で切ったとしても、もうその木自体が、もう老木なので、今後は朽ち果てていくだけですという結果になった場合は、そこにツリーがあったと、ああいう巨木があったんだっていうことを後世に残していくような形で、例

えば、根本から切るのではなくて、1メートルないしそれぐらいの高さで切るとか、そういう方向で残していくような形でもよろしいですかね。

(無量谷委員「はい」)

わかりました。

西澤委員

再度確認したいんですが、この名林公園の土地というものは確か国だったと思います。切った木とかも当初の説明では好きにしていよいよというようにお話だったかと思うんですけど、今言ったように、これ樹木診断をしたり、切ったりするのもお金のかかることで、これは国が出してくれるんでしょうか。

島田建設管理課長

基本的に、名林公園が財務省のほうから無償で町が借りている土地っていうふうになっていて、昭和何年だか、ごめんなさい今忘れちゃいましたけれども、その当時に契約しているものが今ずっと継続的に契約行為が行われている状況で、あそこの土地に関する維持管理については全て町が、かつ、何かあったときも全て町がということです。

今、名林公園の診断結果を用いて旭川の財務事務所のほうにもちょっといろいろと問い合わせはしてはいるんですけども、基本的には維持管理は町に任せますよと。以前、多田係長のほうからもお話あったかと思うんですけど、伐採するだけではなくて、そこにまた新たに同種の苗木を入れるとか、そういう行為を行っていった名林公園自体を残していくと。後世に。その考えでよろしいでしょうかということは財務事務所のほうには確認しております、それについては問題ないと。名林公園の維持管理計画たるものをつくるというような話もあったんですけど、財務省のほうと協議して、それは別に問題ないんじゃないですかということで回答はもらってます。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

植村委員

先ほど説明の中では、シンボルツリーの経過観察必要だと。シンボルツリーは2本とかと言ってましたけど、番号的には何番なんですか。

多田公園住宅係長

42番です。シンボルツリーはEです。Eという、図面でいう左側の黄色の。ステージの眺め上。

斎賀委員長

他にありませんか。

無量谷委員

一応ね、枝なり、伐採した木はね、すぐ産廃には行かないでね、ある程度西天のほうでチップのほうに使えるかなという感じはするんですけど。その辺、利用価値を高めるために。西天のほうは今年中にできないのかな。

多田公園住宅係長

伐採した後の木の処分ではありますが、単に産廃というわけではなく、今西天でペレット化、紙おむつの燃料化ということで、それで西天とも打ち合わせはしているんですけど、伐採した木をそのまま、切る条件はあるんですけど、どういった形で、寸法でもって来なさいという

そういった条件はあるんですけども、受け入れてくれということですので、西天のほうに運搬する計画になります。

斎賀委員長

他に委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

また、逐次連絡をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、名林公園樹木診断結果にかかわる管理計画について閉じたいと思います。ありがとうございました。

続きまして2番目、山村広場遊具施設整備事業についての説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

山村広場遊具施設整備事業についてご説明いたします。

山村広場遊具についてですが、昨年8月6日に町民の方から山村広場に設置している大型木製遊具で子どもが遊んでいたら、木が腐っていて外れたという連絡がありました。直ちに現場確認をした結果、木製遊具の一部が経年劣化から腐って落ちている状態でありました。幸い通報いただいた方のお子様には、けがなどはありませんでした。

他の箇所も調査したところ、同様に腐っている箇所が数カ所確認できたことから、木製遊具の使用は危険であると判断し、すぐに使用禁止といたしました。

また、木製遊具全体の安全性を確認することが必要であることから、遊具を設置した業者に調査依頼を行いました。公園施設業協会が、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針の内容に沿って定めた遊具の安全に関する基準に基づき、遊具診断を行った結果、平成7年に整備した山村広場に設置している木製遊具は、設置から24年を経過し、公園施設業協会が定める木製遊具を安全に利用できる使用期間10年を上回っていることや、木のひび割れ、腐朽が激しく、部分補修では対応し切れない状態であり、遊具として使用できないという内容でした。

建設管理課としましては、子どもたちが集う場である山村広場の遊具が重大な事故を起こす可能性が高いことから、この度、遊具の改修を計画したところであります。

遊具の改修にかかる詳細について、担当の多田係長より説明いたします。

多田公園住宅係長

それでは私から、山村広場遊具施設整備事業について説明させていただきます。

ただいま課長のほうから説明のあったとおり、昨年8月に山村広場の既存遊具が老朽により、一部が破損しました。平成7年度に整備して以来24年が経過し、老朽は否めない状況にあります。

昨年破損したことが初めてではなく、過去にも劣化による修復を行ってきており、最近では、平成28年度にロープネットのロープが劣化により寸断に至ったケースがあり、昨年度発生した丸太破損についても、箇所は違いますが、劣化が認められる箇所を部分的に交換するなどして、現行の遊具を維持管理してまいりましたが、部分補修では対応できない状況であり、遊具としての使用ができないという診断結果から、現在の木製遊具を撤去し、新たな遊具の整備を行おうとするところであります。

公園遊具につきましては、全国的に公園遊具による事故が多発したことを受け、国土交通省が都市公園における遊具の安全確保に関する指針を作成し、地方公共団体など公園管理者

に対する国の技術的助言として周知され、遊具メーカーが加盟している一般社団法人日本公園施設業協会に対し、自主基準を設けるように指導があり、自主基準となる遊具の安全に関する基準を策定しております。この基準により、公園管理者が行う日常点検や、公園管理者が専門技術者と協力して一定期間ごとに行う定期点検を行うことが必要であるとされています。

具体的に、新たに設置しようとしている遊具につきましては、お配りした資料のイラストのような複合型遊具を検討しており、幅広い年齢層の児童が遊べるようなイメージの遊具と考えております。設置に当たりましては、今ある遊具を解体し、そこに新しい遊具を設置する予定です。

また、公園内に築山があり、そこには潜って通過できるトンネルとクライミングウォールがあります。昨年度の現地調査の結果、トンネルは、長年の重みからなのか、目視で判断できるほど歪曲していることが確認され、出入口を塞ぎ、利用できなくしています。クライミングウォールについては、経年劣化からボルトを閉めることができない箇所が多くあることや、倒壊の恐れもあることが確認されたため、これらについても撤去する予定です。なお築山については、夏は登って遊んだり、冬はそり遊びをしている子どもたちも多く見受けられますので、そのまま残していきたいと考えております。

本事業については、北海道の地域づくり総合交付金の対象となる対象となるものであります。また、遊具の選定につきましては、小学生低学年を対象としたアンケート調査により決定したいと考えております。具体的には、3パターン程度の遊具を提示した中から、1番人気のあった遊具を設置したいと考えております。

以上、山村広場遊具施設整備事業についての、説明といたします。

斎賀委員長

はい。ありがとうございました。

ただいまの件について、委員の皆さんから意見、質問をいただきたいと思います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、山村広場遊具施設整備事業についてはこれで閉じたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、③幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における公営企業会計移行についての説明があります。

島田建設管理課長

幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における公営企業会計の移行についてご説明いたします。

現在、幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計の2会計は、法非適用企業として運営をしていますが、総務省より平成31年1月25日付けで法非適用企業に係る公営企業への移行について、人口3万人未満の市町村においても、平成35年度までの5年間で公営企業会計へ移行することが必要であるとして総務大臣通達がありました。平成27年1月に発出された総務大臣通達では、公営企業会計の移行については、人口3万人以上とされていた対象人口が、全ての法非適用企業が対象となったということでもあります。

このことにより、幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計についても、

来年度より公営企業会計の移行に係る準備を進めなければならないことから、その内容について担当の宮下係長よりご説明いたします。

宮下上下水道係長

幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における公営企業会計への移行についてご説明させていただきます。

総務大臣通達により、対象となる簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計については、令和5年スタートを目標に、令和2年、3年、4年の3年間で公営企業会計への移行を目指し、準備を進めようとするものであります。

公営企業会計移行により、現在の官庁会計の単式簿記から複式簿記に変わり、減価償却の概念が導入され、今までの単式簿記で管理していた予算、決算は、複式簿記の企業会計方式で管理をすることになります。

これらにより、財務状況の透明性が向上し、経営成績や財務状況など、経営状況の把握がしやすくなり、経営の更なる健全化につながるものが目的となっております。

令和2年から、総務省で公表されている地方公営企業会計の適用に関するマニュアルに基づき、法適用化基本計画を策定、固定資産の整理を行います。

内容といたしまして、お配りした別紙1には3年間の作業項目、作業内容。別紙2については、その作業項目と作業内容の3年間のスケジュールを記載しております。

大まかな内容としまして、令和2年度には対象事業や法適用の範囲の検討、移行に伴う課題の整理を行います。

法的化に伴う準備態勢、作業及び日程の検討につきましては、上下水道事業に伴う収納業務の事務的な変更もあることから、他部署との協議についても準備体制、作業及び日程の検討を実施し、基本方針、年次計画、工程表を策定するものであります。

公営企業会計移行についての固定資産台帳の台帳整理内容としまして、資産区分、決算区分、施設名を分け、形状、寸法、数量を拾い、工事費を直接工事費、間接工事費、取得額と、その財源を国庫補助、道補助、起債、一般会計、その他への費用の振り分けを行い、固定資産台帳の作成を行い、正確な減価償却費を算出していくものとなっております。

なお、これらにかかわる予算については、令和2年度当初予算として幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計予算、それぞれ計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における公営企業会計への移行についての説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの件について、皆さんから意見、質問を伺いたいと思います。指名を受けてから発言してください。

ないですか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、このまま簡易水道事業特別会計、それから下水道事業特別会計が公営企業会計へ移行するということを委員会でお聞きし、了承し、次の作業に移っていただきたいと思います。

以上をもちまして、幌延町簡易水道事業特別会計及び幌延町下水道事業特別会計における公営企業会計移行について、閉じたいと思います。

5時10分から会議を再開します。それまで休憩です。

(16時54分 休 憩)

(17時10分 開 議)

斎賀委員長

それでは先ほどに続き、まちづくり常任委員会、会議を再開したいと思います。

続きまして企画政策課所管、1番目、極端に利用の少ない無人駅の廃止または自治体による維持管理に係る町の方針案についての説明を求めます。

藤田企画政策課長

極端に利用の少ない無人駅の廃止または自治体による維持管理に係る町の方針案についてご説明いたします。

平成28年11月に、JR北海道が単独では維持困難な線区について発表を行って以来、宗谷本線の沿線自治体において、強い危機感を持って公共交通ネットワークのあり方について議論を重ねてまいりました。

昨年12月には、JR北海道から1日平均3人以下の極端に利用の少ない無人駅について、駅を維持していくのか、または廃止していくのかについて、本年3月19日までに各自治体の取り扱いについて報告するように迫られております。

本日は、町としての考え方について、本常任委員会にご相談させていただこうと時間を頂戴いたしました。町といたしましても、町内7駅全てを維持管理していくことは、なかなか厳しいと考えておりますが、その方向性について委員皆さんのご意見を伺いながら、JR北海道に対して幌延町の考え方を示していきたいと考えております。

町の方針案につきましては、担当の山下主幹からご説明いたします。

山下企画政策G主幹

それでは詳細、山下のほうから説明申し上げます。

これまでもJR北海道の経営難に端を発しました、単独では維持することが困難な線区につきましては、議会委員会の席上、度々ご説明を申し上げてきたところでございます。そして、昨年いよいよ宗谷本線に関しましても、JR北海道で、極端に利用の少ない駅に関しては維持していくことができないという打診を受けているところでございます。そこで11月29日のまちづくり常任委員会におきまして、その旨の経過報告等を差し上げたところでございます。本日はその後の状況ですとか、町の方針案についてご説明申し上げます。

まず1つ目といたしまして、その後の状況でございますが、昨年12月3日に正式にJR北海道旭川支社から、宗谷本線活性化推進協議会宛にその旨の文書による通知が発出されたところでございます。

内容といたしましては、極端に利用の少ない無人駅、これを廃止、または自治体の経費負担による維持管理を求める内容でございます。この極端に利用の少ない駅の基準でございますが、乗車人員、過去5年間1日平均3名以下という基準でございます。廃止の対象とされた駅に関しましては、宗谷本線沿線で29の無人駅になっておりまして、幌延町内におきましては、幌延駅以外を除く7駅とされております。

そして翌4日でございますが、宗谷本線活性化推進協議会から、関係する市町村宛にその

旨の通知が出されたところでございます。そして、課長の説明にあったとおり、該当する駅のそれぞれの行政での、自治体での方針を3月19日までに報告するように求める文書でございました。

これを受けまして、2、町の方針案でございます。

町としましては、無人駅に関する考え方を、以下の三つの点で整理しております。

まず1つ目の黒ボツといたしまして、対象とされた町内の7駅全てを町で維持管理していくということに関しましては、経費の面、あるいはマンパワーの面からしても困難であろうという整理でございます。しかしながら、自前の地域交通の充実というのが、ちょっと整備がおくれているという観点からしますと、一定程度の対象とされた駅に関しましては、デマンド交通等の送迎拠点として残していく、活用していく必要があるのではないかという考え方の整理もしてございます。さらには、平成27年度以降、町では、秘境駅等鉄道系資産によるまちおこしというものを進めてまいりましたので、その上で欠かせない対象駅というものを、利活用等を考えながら整理していく必要があるのではないかという考えも持っております。

こうした3点の考え方を整理いたしまして、町としては廃止の対象駅の案として、2駅を選定してございます。その2駅が(2)でございますけれども、安牛駅と上幌延駅を選定しております。

その理由につきましては3点挙げてございますが、まずは、利用が僅少であるということでございます。そして、この駅に関しまして地理的な条件っていいますと、委員皆様ご承知のとおり、南から安牛駅と、そして北に向かって南幌延、駅上幌延駅と、3つの駅が近い距離で、等間隔で3つ配置されているという状況でございます。

この両隣になります安牛駅と上幌延駅に関しましては、ホームの形状が盛り土形式になっていると。これが、毎年の維持管理経費が比較的高いことや、あるいは将来の維持管理に向けての大規模修繕経費もかなり嵩むという要因もございます。一方、南幌延駅に関しましては、板張りのホームになって、簡易的な構造でございますので、維持管理のコストが比較的安いという条件もございました。

そして、この廃止対象駅の案といたします2駅、これを廃止した場合でも、この真ん中の南幌延駅を残すことによって、ある程度、地域住民の皆様の乗降に関してもカバーすることができるのではないかという考えでございます。

よって、町といたしましては、この安牛駅と上幌延駅の2駅を廃止することができないかということ考えたところでございます。

これを基に、住民の皆様に説明等を行っております。対象地区となりますのが、開進地区と上幌延地区でございまして、ご利用の状況ですとか、廃止された場合の影響など、これを皆様にご説明しつつ、意見をいただいております。

ここにおります梶係長と2人で回ってまいりましたが、主な意見といたしましては、やはり利用状況に関しては、ほとんど利用していないという現状でございます。しかしながら、やはり以前に通学などで使った馴染みのある、思い出深い駅なの、残念だという意見、寂しいという意見がございましたけれども、やはり利用していない現状にあっては致し方ないというのが、皆様の方のご意見でございました。

しかしながら、地域にはお子様もございまして、例えば高校生になったときなどの通学に

もしかしたら、使う可能性があるというご不安をおっしゃっておられる方もおられましたけれども、現状のダイヤを考えますと、あまりにも早い時間のダイヤ設定でございますので、もし通学するとしても、保護者の皆様が幌延駅まで送迎することになるだろうというような認識もございましたので、それほどの影響はないのかなということを認識してございます。

その他といたしましては、地域交通全般といたしましては、やはり自動車運転免許証の返納などを想定されている方、実際にされた方がございますので、やはり移動手段に困っているということは、共通の認識として、今回ご意見を収集した上でいただいたところでございます。

こうした住民説明を基にいたしまして、町の方針といたしましてはこの案のとおりですね、地域住民の皆様には、おおむねご理解をいただけたのかなという認識でございます。

今回のこの常任委員会の中で、委員皆様のご意見をいただきつつ、この方向で進むことができるのかどうかということを検討してまいりたいと思っております。

そして最後の部分、4でございますが、検討課題と今後の対応等についてでございます。

まず1つ目といたしまして、検討課題ですが、廃止対象案といたします、2駅以外残す駅が5つございますけれども、これを維持管理していくといった場合には、やはり施設の管理、そしてそれを管理していくマンパワー、これが検討の課題となっております。

さらには地域の皆様にご不便をかけないように、デマンド等の交通手段ですね、これをやはり検討をさらに進めていく必要があるという認識でもございます。

さらに、5つ残すことにした駅などの活用方法といたしまして、引き続き秘境駅などを活用して、鉄道系資産を活用しながらの施策と組み合わせながら、両輪として行っていく必要があるというふうにも課題として認識してございます。

この案の通り行った場合での今後のスケジュールでございますが、まず3月19日までに合意形成得られましたら、この町の判断を、宗谷本線活性化推進協議会のほうにご報告するという手筈になります。そして協議会のほうで取りまとめまして、一括してJR北海道のほうに報告するという流れでございます。

そして令和2年度に自治体管理する駅、そして廃止する駅、それぞれ諸手続がございますので、各自治体とJR北海道で諸手続を進めてまいることになります。そして実際には、令和3年の3月のダイヤ改正のときに、廃止対象とされた駅が廃止されるということになります。

そして令和3年度でございますけれども、自治体の管理とした駅に関しましては、自治体の経費負担をそれぞれが予算計上していく予定でございますし、実際の管理業務に関しましても、令和3年度から発生していくということになろうかと思えます。

以上で、極端に利用の少ない無人駅の廃止または自治体による維持管理に係る町方針案についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの意見について委員、皆さんから質問意見等がありましたら、指名を受けてから発言してください。

西澤委員

まだ意見がまとまっていないので、喋りながらまとめていきたいと思いますが、まず前回

の話の中で、宗谷本線活性化推進協議会に町の方針案をあげるということで、他の自治体の状況も鑑みて、幌延町だけでどうこうできる話でもないのかなというような考えですっていうようなお話がありましたが、今、町の方針として7駅の内2駅を廃止するという案は、他の自治体と何か協議をした上で、他の自治体も他の駅を残していく方針ということを確認した上での提案なんでしょうか。

藤田企画政策課長

活性化協議会に出てまして、他の町の対応なんかもいろいろ聞いてるんですけども、はっきりとこうだっていうのは、実際にはまだ決まってないっていう話ではあります。

ただ、自治体によってはやはり廃止するっていうような意見が多かったっていうことと、後は公共施設の関係で、例えば町関連のホテルだとか、そういうのがあるっていうところは残すとか、後はちょっと観光として重要な駅だから、例えば特急電車が停まらないにしても、維持管理だけはずっとしていきたいっていうような町もあります。全体的にはまだ決定ではないけれども、話を聞いてると廃止っていうところが多いのかなと。

皆が廃止、廃止って言うてしまうと、うちの町もずっと心配してるんですけども、それが例えば、他の町でそういう駅を廃止してしまうと特急電車と同じところしか停まらなくなって、幌延だけ残したときに全部っていうことが成立するのかっていう話も含めて、まだ町全体というか、活性化協議会の中では方針をはっきり決めたわけではなくて、そういうような方向でっていうことですね。

ただ、今回3月19日までに、町の方針を示さなきゃなんないということを示されておりますので、来年度すぐ廃止するということではなくて、再来年度から維持管理っていうことなので、時間はあるにせよ回答が迫られてますので、とりあえずうちとしては、南幌延駅お化粧直したばっかりだっていうことと、住民の意見をいろいろと、地域の住民の意見を1戸ずつ回った感じでは、利用がされてないし寂しいけれども仕方ないよねっていうような意見が大半を占めてましたので、この際2駅はっていうような考え方で、ご提案しているというようなことでございます。

西澤委員

宗谷本線活性推進協議会に3月19日まで上げて、これ結局JR北海道が、上がってきた案を精査して決定するのはJR北海道になるんでしょうか。その廃止うんぬん、その自治体の提案をJR北海道は受け入れるという姿勢なのか、それともJR北海道で検討し、決めるのはJR北海道ということになってるんでしょうか。その辺どうなんでしょう。

藤田企画政策課長

活性化協議会出ると、自治体側で決めてくださいというようなことでございます。

西澤委員

先ほど山下主幹の説明の中で、廃止対象駅が安牛駅と上幌延駅を考えているというお話だったんですけども、その説明で残すべき、どうして残すのかっていう説明が一つ聞きたいのと、安牛駅と上幌延駅を廃止対象にした理由が、残す駅が廃止対象になってもおかしくない説明になっているので、その辺をどう考えているんでしょう。

山下企画政策G主幹

町の方針案といたしまして最終的に2駅ということで、廃止のご提案ということだったんですけども、じゃあ他の駅はどうなんだということで、他の駅に関しましても、それぞれ

の駅の状況などを鑑みながら、いろいろな考え方を精査していったところでございます。

まず一つずつといいますか、検討した状況でございますけれども、まず問寒別駅に関しましては、やはり市街地を形成していて、少なからず利用があると。そして、日常的に通勤に使っておられる方もいるというようなところを考えたときには、問寒別駅というのは必須であろうというような見解でございます。

そして順々に北のほうに上がっていきますと、糠南駅に関しましてはですね、やはりこれまで取り組んできた秘境駅の取組の、いわゆる象徴的な存在だということもでございます。そして行政側の仕掛けで始まった部分ではございますけれども、今全国的な応援団ということで、今5回目になりましたけれどもクリスマスパーティーというのも毎年開かれて、応援してくださる方によって支えられているという意味合いもございましたので、ここに関してはそういう象徴的な存在、利活用ということも考えて残していく必要があるということを考えてございます。

そして、その次の雄信内駅に関しましてですけれども、こちらにも利用に関しては、委員がおっしゃるとおり、ほぼ同じような状況だろうという駅でございます。一部、天塩町の状況がどうなんだろうかというのが気になったところでございますが、天塩町としてはもう利用はしないというような状況、お言葉もございましたので、そこは勘案する必要はないという判断でございます。しかしながら、こちらに関しましては秘境駅の観光を推進していく上で、抜海駅と並ぶですね、国鉄型の木造駅舎であるということと、相当な人気が高いというのは、これは明らかな部分であるということと、あとは駅の機能として廃止しなかった場合でも、複線になっている列車の交換のポイントがあるということと、その設備はこれからも引き続き残るといふ部分でございます。そこはJ R北海道が負担しながら残すという部分でしたので、今後この駅に関しましては、費用の折半について、もう少し減額しながら、秘境観光と絡めながらですね、進めていくことができるんじゃないかという要素がございまして、一つこちらのほうは残すという判断でございます。

そして南幌延駅に関しましては、先ほどのご説明のとおり、間引いたうちの真ん中というところでございます。

そして下沼駅に関しましては、幌延町が秘境駅の事業をする上でも、少しちょっと手をかけた駅舎であるという部分や、あるいは今後観光振興を行っていく上で、やはりパンケ沼であったりサロベツ湿原というのは重要な要素になるであろうと。今回道新さんにも今朝出ましたけれども、お子様たちが下沼駅から乗ってですね、乗車方法学ぶというような利活用もございましたので、そういった観光資源の使い方、あるいはその先にある観光資源との一体的な活用という点から、下沼駅に関しては維持していくことが妥当ではないかという結論のもとに、1駅1駅精査いたしまして、そのような方針案となったところでございます。

西澤委員

前回の委員会で最初話が出てきたときに、問寒別の駅は今山下主幹がおっしゃったような事情から、残しておかなきゃならないかなというふうなのが自分のまず考えなので、そこは基準としてあるんですが、まず秘境駅に関しての、その観光資源になるかならないかっていう、まち・ひと・しごと創生の中でやってみるというような話、もう1個はバンド部みたいなのがあって、そこは仁志君、その観光大使につながったのかなというふうに、活動自体はそんなにもうないですけど、そこは観光大使につながったのかなというふうに思っ

います。

そこでまず秘境駅がその観光資産としてなり得るっていうふうに判断をし、今後もやっていくというような、まだ町としてそういうような結論づけていないというふうに思っていますが、その辺はいつというか、この秘境駅っていうか無人駅の廃止っていう話が出てしまったので、いろいろ秘境駅もやったしなっていう話はよくわかるんですが、そこは町として、当初話していた5年間やってみてそれが観光資産としてなるのか、観光資源として成り立つのかっていうところの結論づけをしていないまま、ちょっとお金をかけたのでみたいな話っていうのは、なかなか町民に対する話としては、なかなかできない話かなというふうに思っています。その辺を、どう考えているのかというところをまず。

藤田企画政策課長

観光となり得るのかっていう話ですけども、町でも名林公園まつりのときに、秘境駅フェスタやってるんですけども、JRを利用し、たくさんのフェスタの参加者がいて、それが幌延に泊まっている。また、クリスマスパーティーも12月やったんですけども、それも幌延町内の宿、結構満杯になるぐらい人が来てまして、少なからずっていうよりは、結構なお金が落ちている、経済効果が出てるっていう面は、私担当課にいて感じたところです。

だから十分、こういうイベント限らず、そのほかにも秘境駅っていうことでお客さんは見えてるっていうのは現実的な話ですので。それが例えば一遍になくなったっていうことになると、例えば糠南でも民泊を始めた方がいらっしゃいまして、当然その駅に来るファンがいろいろ応援してくれているっていうところもありますので、十分な費用対効果があるかっていうと、その費用に対する効果まで出てるかっていう話はそこまでは試算はしておりませんけれども、ある程度の効果は実際にはあるっていうような考え方は持っております。

西澤委員

クリスマスパーティーを有志の中でやってるっていうのも、今回80名ぐらいですか。1年に1回のイベントで100人以下で、名林公園まつりに合わせた秘境駅フェスタにしても、バス1台分ぐらいの人数っていうふうに考えたときに、今課長がおっしゃったように費用対効果を出していないかっていう話で、そこはやっぱり今後続けていく上で、これぐらいの人数でこれぐらいの効果ですっていう話は、説明材料としては必要かなというふうに思います。確かに、今まで無かったもので、これだけ新しいものでっていう人数が増えましたっていう話と、何回か議会でも言ってますけど、ノートに書かれている人数が何千名っていう話になったときに、確かに人が来てますねという話では、町民の人たちにも、いや、実は来てるんですっていう話をしてますので、その辺の効果としては、町として、やっぱり示していけないと、秘境駅が観光になるんだよっていう話をきちんとした数字で表さないと、秘境駅のために、今言っている、地元住民がほとんど乗らないような駅を残し、お金をかけるっていう話です。

それともう一つ、それに加わって拠点。駅を送迎の拠点にするなんていう話は、今までの地域交通の中ではそういう話だったのかっていう話になってしまいます。それは、少なくとも、もうちょっと1軒軒回っていくんじゃなかったのかっていう話に、駅にお客さんを集めて、駅送迎みたいな話っていうのは、地域構想の中では出てきてなかったのかなというふうに思っているんで、その駅を残す理由として、送迎の拠点という話は、これから地域交通をやっていく上ではちょっとないのかなというふうに思うので、そこを理由とした根拠を聞かせ

ていただきたいなというふうに思います。

藤田企画政策課長

ちょっと私の説明が悪かったのか、ちょっと誤解されてるようなんですけれども、駅に人を集めてそこからの送迎っていうことではなくて、地域交通、ＪＲが運行されておりますので、各お宅からっていうか、その世帯からＪＲの時間に合わせて駅まで送って、ＪＲを利用してほしいっていう意味の説明だったんですね。

だから、その駅にみんな集まってそこに集まった人たちを町に連れてくるですとか、そういう説明はしたつもりなかったんですけれども、私の説明が下手でちょっと誤解を与えたのかもしれませんがそうではなくて、ＪＲ対策として町としても取り組んでおりますので、ＪＲの利用促進も含めて、各、開進、上幌延地区、問寒もそうなんですけれども、ＪＲの時間に合わせてそこまでお送りしますので、そこからはＪＲを利用されてあちこちに行っていたいて、帰りは帰りでＪＲで来ていただいた後に、そこらご自宅までお送りするというようなことを公共交通としてできないかというような考え方でございます。

それに対する意見というのは、いろいろあろうかと思いますが、幌延町としてはＪＲの利用促進っていう面もありますので、そこを含めた公共交通のあり方っていうのがいいんじゃないかというようなことで、検討をしているところでございます。

あと年にイベントが２回ぐらいで、お客さん来たって効果ないんじゃないのっていう話なんですけれども、例えば土盛りの駅と木のホームの駅っていうのは、維持管理がかなり違ってくるんですけれども、例えば糠南のクリスマスパーティーにしてもですね、８０名以上の方が参加されてまして、状況としては年々増えているというような状況なんですけれども、その方々が幌延町内に泊まって、前夜祭から含めて、ホテルの宿泊も含めてですね、落とすお金って相当な額になると思います。秘境駅フェスタも、バスいっぱいになるだけのお客さんが他に来てくれて、名林公園まつりでいろんなものを買ってくれてますし、夜も飲み歩いて食べ歩いてくれてるっていう、その効果っていうのは、例えば１００万とか２００万のところじゃないっていうふうには、私も考えておまして、それなりの効果はあるんですけれども、じゃあ１駅当たり１００万、百何十万を維持することだけ、それに見合うだけの効果があるかっていうと、そこまではちょっと試算してないって、今後は試算しなきゃいけないのかもしれないんですけれども、言ってもかなりの経済効果はあるっていうふうには、担当課としては認識しております。

西澤委員

その認識としてはその経済効果があるっていうようなお話だったので、それを裏づけるような、数字として出していかないと町の人になかなか説明ができないので、そこはお願いしますということが１点。

まずダイヤが不便な中で、例えば在の人たちを南幌延駅に送るための地域交通というふうに考えてなかったのか、そういう発想で動くんですか、検討するんですか。今ＪＲは不便だっていう話で、地域交通何とかしてくれっていう話が市街地外の人たち、足がない人たちの話かなというふうに思っているというか、そういう話を聞いているので、そこを不便なＪＲにその時間帯合わせて、家から南幌延駅に送って、その人がどっかへ行って、南幌延駅にまた帰ってきて、それを家まで届けるっていうふうな地域交通の検討しているということですか。

藤田企画政策課長

最終形をどこに持っていかって言うところは今後の議論になるんだと思うんですけども、とりあえず今はそのＪＲ対策も必要ですし、言ってしまうと例えば、今後普通列車がずっと走ってくれるのかっていう議論までいってしまうと、それは５年後、１０年後はどうなんだっていう議論はまだわからないんですけども、今はＪＲを利用させていただいて、そこまでの、駅までの送り迎えをするっていうことをまず第１段階として取り組みたいっていう考え方でございまして。そこでまた、少なくとも今はＪＲの駅を廃止するのに当たってはそういう対策がいいんじゃないかっていうことでして、例えばＪＲを利用しないで、交通ができていてっていうのは、今後、高齢化になって、足も不便になるっていうのはわかるんですけども、今すぐできる対策としては、そこから出発じゃないかっていうような考え方で。当然、高齢化がどんどん進んで、自分の車も乗れなくて、今までＪＲも利用していなかった人たちが、今後そういうのを利用しなきゃならないっていう状況は近い未来来るっていうのは、町としても認識してございますので、地域交通もこれから作り上げようっていう段階です。まずステップっていう考え方でおりまして、まずできるところからやっていくためには、人数の問題もございまして、その部分から始めてみようじゃないかということで患者輸送バスの便数なんかもいろいろなご意見もあるっていうのは、担当課としてもわかっておりますので、何とかいろいろご不便をかけるかもしれないですけども、できるところから一歩ずつ進めていきたいというような考え方でございます。

山下企画政策Ｇ主幹

ちょっと補足なんですけれども、例えばの話なんですけど、例えば南幌延駅を利用して市街地まで行こうとした場合に、１０時半ぐらいの列車がございまして。幌延に行くと１０時４５分ぐらいに着くと。そして１１時５５分ぐらいに今度幌延から問寒別方面に向かう列車がございまして、例えば南幌延であれば１２時５分ぐらいに着くと。この時間で例えば買い物ですとか通院ですとかっていうのが、ちょうどいい時間なんだよねというニーズがございましたら、例えばご自宅から南幌延までお送りするという事で、ドライバーとしての省力化というのにもつながるのかなと。

それがいろいろな駅で、いろいろなダイヤを使いながら、そういう仕組みができないかというのを、ひとつ検討していることに加えて、先ほど申し上げました令和３年度以降、自治体としての維持管理というのが発生してくると。これは月に３回４回ですね、点検ですとか清掃業務というのが出てきます。これを誰が担うのかという先ほど課題で挙げましたが、例えばこういう地域交通の拠点ということで使って、そこに送迎したタイミングで、こうした清掃作業ですとか点検作業もセットですって行なうことができれば、もしかすると経費的な面でも省力化につながるのかなという構想もございまして、こういう使い方ができないかというのを今検討しているところでございます。

西澤委員

まず地域交通、私が聞いている町民の話の地域交通と、今担当課がおっしゃったような地域交通っていうのが、実際はかなりずれているというふうに思っています。

ＪＲ、今こういうふうに極端に利用の少ない無人駅の廃止または自治体の維持管理というのがＪＲ北海道から示されたときに、もう乗ってないんだからしょうがないねっていう話と、あとは、町がその地域交通体系をつくってくればっていう話です。そっちのほうの方が便利に

なるならそっちでいいっていうような話を聞いているので、例えばオホーツク海側の人たちがＪＲがなくなったときに、町が寂れていったっていう話を聞いていて、ＪＲを残すべきだっていう話は聞いているので、ＪＲがなくなるっていうふうな話になると大きな問題としてはあるんですけど、そこの部分で住んでいる地域の方たちは、利用してないＪＲよりも便利になる地域交通を望んでいるっていうのがあるので、その辺をもう一度検討していったほうがいいのかなという、もう一度検討というか、私はだからもう残して問寒別なのかなあと。シンボリック的に糠南の駅を残せるなら、残してっていうのも、そこを残したら、そこ停まなくなっちゃ駄目なんじゃないのっていう話もあったので、その辺よくわかりませんが、残して問寒別なのかなっていうのが私の意見です。以上です。

植村委員

２、３お聞きしたいと思います。

私としては、うちの町に秘境駅と言われる駅は７つある。そのうちの２駅を手放す、諦めるといふ、そしたら５つの駅を町で管理しなければ、この秘境駅事業が成り立たないのかなという気がしております。

例えば、天塩の住民からも、幌延さんの自由にしてくださいって言われた雄信内駅。あそこの駅の、前回示された資料見ますと、あそこの駅の維持管理が結構大きな管理費になっていたなというふうに記憶あるんですけど、全部総じて６百数十万ですよ。その内のあそこの駅の比重が百数十万とかそのぐらいの数字があって、今説明の中で、二重線、引き込み線があって、管理もＪＲとしてはやらなきゃならないし、そのための作業員の休憩所、宿泊所にも使っていると、使うんだということであれば、経費の面でかなり交渉する余地があるんじゃないかなというふうに思ってますし、そこら辺をどういうふうに捉えてるのか。もう一つは、木造駅ということで貴重な駅だということは私も理解するんですけども、果たしてその維持管理と併せて解体するときの経費というのはうちの町が持たなきゃならないのか。ＪＲが責任持って、解体するのかという部分もはっきりしてないのかなというふうに思いますんで、そこもお聞きしたいなというふうに思います。

それと併せて、この５駅を残すという基本の方針ですけども、この予算はどういう形で捻出してくるのかなという、以前ＪＲの問題があったときに、１番冒頭で私は言ったのは、一般会計の中からの持ち出しで維持管理というのは、これはいかがなものか思いますよというふうな話をした経緯があります。というのは、やはりＪＲ自体、これはもう会社が維持すべきもので、あえてうちが観光事業やってるからその維持管理をうちがやらなきゃならないっていう理屈っていうのが、今西澤君が長々と、いろんな質問の中でも出てるように、住民は決してそれで良しとした、する人たちは極、はっきり言って、２割そのくらいしかいないのかなというふうに思ってます。他の７割８割っていう住民、幌延の町民の人たちは、この秘境駅の事業の評価っていうのは非常に低いというふうに思ってますし、地域交通のためにという話と秘境駅を残すという部分っていうのは、既にもう結果が出ているんですよ。利用しにくい、不便だということで、乗らなくなってるという、そして住民もそれに対する反応が鈍いというのが今の実情でないかなと思うんで、そこら辺の予算も含めて、雄信内駅の管理経費の割合も含めて、もし分かればお聞きしたいと思います。

山下企画政策Ｇ主幹

まず、委員の木造駅の希少性ということに関しましては、現存する資料等がないんですけ

れども大正14年でしょうかね、開業した当時のものが一部残っているのではないかというふうにも言われておりまして、貴重というか希少性というものはあるのかなと。ただ、それが残すべきあれかと言われるすと、一考の余地はあるのかなとは考えております。

維持費に関しましてですけれども、やはり先ほど申し上げましたように交換設備のJRの部分があるというところで、まだ私どものほうでは、先ほど委員おっしゃったように交渉の余地といたしますか、適切な算定積算のエビデンスを持った上で、JRと交渉するという必要性は感じておりまして、それは内々にJR北海道にも交渉したい旨ですね、どういう積算根拠にしたいかというのは申し伝えているところでございます。

そして解体費に関しましては、昨年の委員会のときに、ちょっとまだ判断ができてない部分があったけれども、その後JR北海道から回答ございまして、数年後もし例えば維持管理した上で、数年後に必要性がなくなったので、廃止するってなったときには、JR北海道が全て撤去費用を負担した上で解体するという回答をいただいておりますので、今回、打診があったときに廃止したときはタダだったけど、1年残して1千万かかったっていうことにはならないという回答はいただいております。

藤田企画政策課長

委員、一般会計で負担するのはおかしいんじゃないかっていう、確かにそうなんですけれども、総合戦略もそうですけれども、今回アクションプランですね、各自治体でJRと一緒に組んだアクションプランの中ではうたわれておりまして、維持管理すべき、もうJRとしては単独で維持管理できないので、そういう、1人以下の駅については、各自治体で維持管理してほしいというのは、JR全体のアクションプランの中にうたわれておりまして、知事が言っている、赤字の補填はしないよっていうことではなくて推進策、活性化策の中に入っているんで、町としては、維持管理するための経費を一般会計で払うっていうのは、他の自治体も同じようなことというようなことです。

ただ、うちではマイステーション運動とっていうことでふるさと納税の寄附も募っておりますけれども、それに対する一定の、年間マイステーションに対する寄附金っていうのもございまして、それらの経費も、来年度の予算もそうなんですけれども、維持管理費の一部についてはそれらの寄附金も充当していくというような考え方ではおります。

植村委員

当初、私もこの質問者したときに今と同じような回答で、その中から捻出して維持管理をしていきたいんだという話は聞いてます。ただ、5駅、少なくとも400万から500万の維持費がかかるということになれば、今言う特定納税の中での維持っていうのは、非常に困難、それこそ収入と支出がなくなるってなるかなというふうには思ってるんですけども、どうなんですか。

藤田企画政策課長

全体でいくと1千万、確か超えてたんじゃないかなと思いますけど、年間ベースでいきますと、そこまで維持管理経費を全て捻出するまでの寄附金は、実際は集まっておりません。したがって、やっぱり一般財源の負担っていうのは当然出てくるとは思いますけれども、今後も町のPRの仕方っていう部分ではないんだと思うんですけども、その辺の議論っていうのは、もう少し今後も詰めていかなきゃならないのかもしれないんですけども、とりあえずは全駅っていうことではなくて、2駅を廃止させていただいて、その補完的に地域

交通を試験的にやっていきながら、また住民の意見を聞きながらっていうことで、一步步前っていうような考え方では、担当課はいるんですけども。一遍に、例えばオホーツク側の線がなくなったときに、あれは実際に線がなくなったんで、そのかわりに代替バスが走るようになって、駅あるよりもバス停のほうが近距離であるから便利になったっていうご意見はあると思いますけれども、今回はその線が廃線になるということではなくて、駅の維持管理をどうかっていうのを自治体で判断してほしいっていうことです。それにＪＲが走ってる中で、その地域公共交通をもっと充実させるっていうか、それをＪＲ抜きで考えるっていうことになると、やっぱりそのＪＲの利用そのもののあり方について、幌延町はそういう結論を出すのかというような話にもなっていくと思いますので、そこは住民の利便性の確保をしつつ、ＪＲの利用も促していきたいというような考え方で整理をしているところでございます。

山下企画政策Ｇ主幹

維持費の関係の補足なんですけれども、まだ正式な額ではないんですが、ＪＲ北海道から昨年示された額というもののから、自治体管理することによって削減できるであろう経費というものを差し引いていきますと、経常的な部分だけで、７駅で３４０万ほどというふうにされてます。その前段としては６００万っていう数字があるんですけども、経常経費と臨時的な経費っていうのがございまして、臨時はちょっといつ発生するかわからないと。経常経費に限ったところで、５６０万ぐらいございまして、そこから自治体が管理することによって、お金としてはかからない、マンパワーの部分だよっていうのが２２０万でございます。これ差し引き３４０万に試算としてなっております。

この雄信内駅の先ほどちょっともう少し詰めたいと言ってる部分を圧縮することによって、ここがもう少し削減できるのかなと思ってます。

さらに、今回２駅の廃止駅提案、方針案としております安牛と上幌の圧縮後の経費を差し引くと、２６０万円ぐらいが５駅で、経常的な部分の毎年かかる経費ということに想定されるというところでございます。ただ、ここから雄信内駅に関しては交渉していきたいと。

植村委員

その雄信内の駅を使うってことだね。それから交渉して。

山下企画政策Ｇ主幹

ちょっと下げられないかの交渉したいと。２６０万をベースに考えた場合なんですけれども、ちょっと今正確な数字の把握はできておりませんが、ふるさと納税のうちのマイステーション運動というのが例年２００万円を超えるぐらいの、１年間のご寄附というのが集まっております。ただし、そこからお返しの品ですとか、管理経費等を差引くことになりまして、今総務省の基準ではお礼としては３割までよと、管理経費を入れても５割までにしてくださいと言ってますので、かかっていたとしても５割が手元に残るということになりますと、純粋に２００万ですと１００万程度は、マイステーションのために使える財源という形になりまして、全てを満たすということはできませんけれども、仮に約２６０万程度の経常的な部分の所要額に対して、１００万円程度というのはこれまでは入ってきたと。

今後、今までは３駅が対象とされていたところが拡大して、５駅となりましたので、今後もより一層宗谷本線を守りましょうというアナウンスＰＲの元にですね、ふるさと納税を呼びかけるところの増額分を期待しつつ、少しでも一般財源をですね、圧縮するような形で、

開できないかというのは考えてまいりたいと思っております。

斎賀委員長

よろしいですか。植村委員。

(植村委員「はい」)

ほかに。

高橋委員

今後の検討課題っていうところにデマンド交通を検討するってあるんですけど、これ来年の3月対象駅廃止って、それまでに間に合わすようにデマンドバス、デマンド交通でやるっていうのは、それに合わせるように整備するんですか。

藤田企画政策課長

来年度の末までにはやりたいということで、新年度予算のほうで、例えばデマンド交通に使うべく自動車ですとか、つい先日も面接したんですけれども、コミュニティ事業に関する地域おこし協力隊員も何名か採用がほぼ決まっておりますので、それらの人にお手伝いをいただきながら、何とかそういう交通をつくっていききたいというような考え方でございます。

高橋委員

私たち議会も3年前ぐらいに石川県まで地域交通を勉強しにいった、幌延もそれに合わせて地域交通を進めようと考えて、なかなかそれが進まなくて、進まないから、結局町のお年寄りより町の中もワンコインとか、そういうんでやってくれないかっていう話を何回か町のほうに打診してたと思うんですよね。その時に多分返ってきた返答が、幌延町全町を考えた地域交通をやらないと意味がない。そういう返答だと思うんですよね。

ところが今のこのデマンドバスで行くと、南上幌延駅に乗ったり降りたりする人を送るっていうか、その間寒から含めた全町の地域交通になってないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどう考えてるんですか。

藤田企画政策課長

南幌延駅まで送迎するっていう考え方ではなくて、間寒別地区の人は間寒別駅まで、下沼のほうについては、富樫さんがその地域交通をやっているんで、その部分をお願いする。上幌、開進のほうはデマンド交通で担っていくと。後は市街地が残ってきますので、あとは幌延市街地は、それらが整備されたら、例えばタクシーの使い方だったりを検討していきたいというようなことを今までご説明してきたつもりなんですけれども。ちょっと説明が下手で申しわけなかったんですが、そこ全町網羅したような交通のあり方を、まずは作っていききたいというような考え方でございまして、今は間寒別を拠点として、こちら側のデマンド交通をどう作り上げるかということに注力しておりまして、そこが確立したら、やっぱり市街地地区も同時にいろいろ検討はしていかなきゃならん問題だというような認識がございいます。

高橋委員

したら間寒は間寒でデマンドを使って、駅なら駅に人を集めるんだけど、要するにそれは汽車に乗るためのデマンドですよね。そうじゃなくて、間寒から幌延の町に来るその交通っていうのは、今の交通だけじゃ足りないと思うんですよ。その辺は、今のままでいくっていうことなんですか。

藤田企画政策課長

患者バスも含めて、ＪＲの利用も含めてっていう考え方で、今は整理しております。

高橋委員

要するにこのデマンドバスっていうか、今言った問寒から全部含めた全町に関しては、来年の３月の廃止時点までにはちゃんとそれを整備するってことですよね。

藤田企画政策課長

まだ１年間ありますし、地域おこし協力隊も決まった段階で、人は何となく確保できましたので、車も来年度予算に上げているということで、体系は出来つつあるので、とりあえずはそういう形からやらしていただいて、多分不足するんでしょうから、その不足については徐々に整備していきたいというような考え方でございます。

西澤委員

今ちょっと話を聞いて、山下主幹と植村委員のお話を聞いていて、予算的な観点から言うと、先ほど藤田課長がおっしゃっていた、町内による経済効果も含めると、ほぼペイするぐらいの感じの予算状況なのかなというふうに思うので、そこは先ほども言ったように、それだったらそれできちんと数字を出して、町民説得できる材料になると思うので、そこはそうのようにしてくださいっていうのが一つ。

前回の委員会でも、そういう協力隊の人が来て、問寒別動き出したら町のほうもっていうような話であったの事実だし、だけど、同一サービスではないですよと確認したときに、同一サービスではないですと。その事業形態はそれぞれですって、下沼で富樫さんがやってる地域交通があり、協力隊員がやるサービスがあり、市街地は市街地のサービスがあるっていうようなところでは、地域交通としては、地域交通一体だけでも、そのやり方としては３系統ぐらいそれぞれありますよねっていう話で終わっていたかと思います。それで、そういうふうに考えると、下沼も動き出しました、問寒別協力隊員さんに話もしてその上で集まってくれた人たちなので動き出しますって話になったときに、結局市街地取り残されるということですか、その同年度で。

山下企画政策Ｇ主幹

前回の地域交通の関係のご説明を委員会でさせていただいたときに、高橋委員おっしゃったように全て揃ってからじゃないとやりませんというお話を申し上げたということはこちらも認識をしております。

今回考えていた事業というのは地域コミュニティ形成事業の中で、地域交通も一緒に考えていきたい。問寒別地区をモデルにするので、まずは問寒別地区でというのも検討しているというのはご説明申し上げてきました。

今回その問寒別で考えているのは、あくまで実証実験っていう形での無償運送ということ、試験的にできないかということ、試験的にやるということだったんですね。ちょっと懸念していた材料としては、実際協力隊員が来るのかっていうのが大きな課題としてありまして、来なければ破綻してしまうという、ちょっと危ないものもございましたので、実際本当に採用が決まって着任して、用意が整って、少しずつ試験的に始めていこうという計画でしたので、よって全て同一の基準でサービスをですね、全面的に展開するということは難しいだろうという前提がございましたので、あくまで隊員の確保がしっかりできて、車が確保できて、そしてお困りしている皆様の地域の足っていうのを試験的にやってみて、やはりニーズが高いと言ったときには、しっかりと料金体系とかも考えた上で、全町的なサービス

として展開できないかということを構想していたと。

そしてもう1点としましてはまた、後ほどの説明になりますけれども、その地域交通のあり方について、今研究機関のほうでご提案いただいている部分というのもございますので、そこも考えながら、拙速なことをしないでですね、しっかりとしたものをもう少し考えたほうがいいのではないかというお話も出てきておりますので、総合的にその辺を考えた上でのスタートというのは、もう少し先になるんだらうと。なので、翌年度行うものはあくまでも実証実験という形で、問寒別をモデル地域にしたいというところでございます。

西澤委員

その研究機関っていうのは何の研究機関なのかということと、その拙速っていう意味はなんですか。

山下企画政策G主幹

すいません。後ほどの部分でまたご説明ということはございますけれども、北海道の独立行政法人の研究機関で北海道立総合研究機構というのがございまして、ここが農村集落の維持っていうのをどうしていけるのかというのを様々な機能の部分で研究している部分がございまして、一つにその地域交通のあり方というものを提言している部分がございまして、その知見といいますか、からすると、手始めに無償ということでやっちゃうと、有償化になったときのハードルっていうのも考えたほうがいいよねとか、そういうようなところもございましたので、ちょっともう少しその辺を実証実験という形で、どういうふうに展開していくことができるのかというのは、拙速にならずにですね、もう少し練りながら進めてまいりたいという意味でございます。

西澤委員

最後にします。

先ほど言ったように、秘境駅は秘境駅として予算的にはペイできてるっていうような説明があれば、この地域交通とは切り離して地域交通を考えるべきかなというふうに思いますので、その辺の再度の検討をよろしくお願いいたします。

藤田企画政策課長

委員の皆さんの意見も勘案した上で、また検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

これ定例会の行政報告でお話するんですか。しないんですか。これ、今町民向けには。それともまだ決まってないからしない。

藤田企画政策課長

行政報告まではちょっと考えてなかったんですけど。

岩川副町長

同意が得られるのであれば。

斎賀委員長

ここでね。

すいません、ちょっとここで休憩を取ります。

(18時12分 休 憩)

(18時27分 開 議)

休憩を閉じて会議を再開します。

今6時半で、7時時までには先ほどお約束した時間にまだ案件がありますので、皆さんにここでお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により再度1時間延長し、午後8時までといたしたいと思っていますこれにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本日の会議は、再度1時間延長し午後8時までとすることに決定いたしました。

よろしくお願いします。

それでは、維持管理にかかわる町の方針案について、質問を求めたいと思います。

無量谷委員

秘境駅の廃止っていう感じなんですけれども、僕はこういうこともあり得るのかなと思います。

ただね、先ほど町長も言われたようにある程度、ライン引かれた段階で1日3人以下のところにひっかかった部分でも、僕なりに見てた中では、問寒別の駅を、特急列車に乗れない状況なんですけども、やはり中川まで行ってる状況が何人か見受けられるっていうような感じで、問寒別の人は中川から乗るんだよと。ですから、片道3便あるんですけど、3便そのものの全部が停まれっていうんでなくて、せめて1便、2便。ですから4便が停まれるんでないかなっていう感じはするんですけども。

藤田企画政策課長。

他の町も1駅ということで、幌延だけ2駅っていうことにはならないというふうに思います。

無量谷委員

完全に町に1駅が停まる段階でっていうことで決められているんですか。

うちの幌延の区間っていうのは非常に長い。他の町村から見たら乗、っててもわかるように、非常に長い区間が幌延の面積、距離数になるんで、その辺も加味できないものかなって常々思うんですけど。

山下企画政策G主幹

ちょっと正確なところは申し上げられないんですけども、実は特急が停車する基準っていうのが、ホームの基準がございまして、どう考えても糠南駅には停められないっていうちょっと基準があるんです。問寒別がちょっと停められるかどうかというのはわかんないんですけども、昔の車両であれば停められたとはJRは言います。ただ、今の特急車両は、停車することができないっていうことを以前おっしゃってました。

というのは全部の窓をあけられないっていうホームであれば、ちょっと特急の停車難しいというようなこともございまして、なかなかその辺が難しいんですけども、アクションプランの会議の中では、いろいろな方法で利便性をよくするところでの一環で、何かもう少し停める駅を増やせるような、列車の体系がないかということは検討はしてございます。

斎賀委員長

ほかに。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

それでは、以上をもちまして極端に利用の少ない無人駅の廃止または自治体による維持管理に係る町の方針案についてはこれで閉じたいと思いますが協議会のルールがあって、令和2年の3月19日に報告をしなきゃいけない。これはよろしいですか、委員の皆さん。

（「はい」の声あり）

それでは、幌延町では開進地区、上幌延地区皆さんの、町民の意見も聞いて2駅、これを宗谷本線活性化推進協議会に報告して、推進協議会から一括提出してJR旭川支社に行くというものの流れに、皆さん同意したということで、よろしくお願いします。

後はまた機会をつくってもらって、いろいろ協議したいと思います。よろしくお願いします。

続いて令和2年度の地域コミュニティ形成事業、集落支援対策事業についての説明を求めたいと思います。

藤田企画政策課長。

令和2年度の地域コミュニティ形成事業での取組概要について、ご説明いたします。

平成31年度から取組を開始しております地域コミュニティ形成事業ですが、いよいよ来年度は実際に地域おこし協力隊を採用して、集落支援員とともに地域の課題を把握していくことや居場所づくり、日常生活支援や地域交通の取組などについて、取り組んでいこうというふうに考えております。

2月10日には、来年度の採用に向けて、冬のお試し地域協力隊に実際に幌延に来ていただいた8名の面接を実施いたしました。

今回お試し地域おこし協力隊に来ていただいた8名は皆素晴らしい方々で、それぞれ幌延への移住も視野に入れて応募して来られた方々で、来年度に向けての採用者を選考するのが非常に大変でした。

来年度の地域コミュニティ形成事業の取組内容につきましては、担当の山下主幹からご説明申し上げます。

山下企画政策G主幹

それでは私から、地域コミュニティ形成事業の令和2年の取組の概要につきましてご説明申し上げます。

使用する資料でございますけれども、まず文書形式のA4縦の資料1つと、後ろについておりますホッチキス止めの、スライド形式になっております別紙1から8と書かれた資料をご参照いただければと思います。

地域コミュニティ形成事業につきましては、これまでも度々ご説明申し上げてきたところですが、いつまでも地域や集落で暮らし続ける仕組みづくりということで、地域コミュニティ形成事業という集落支援対策を、町としては今年度から取組を進めてきたところでございます。

この事業の趣旨につきまして、1の部分でございますが、若干これまでの説明と重複する部分あるかもしれませんが、ご了承いただければと思います。

別紙1と2の部分でございます。

現在日本のどこでも、この地域の集落の課題というのが、過疎がどんどんと進行していて、これまで集落で暮らしていくための機能というのが集落地域にはございましたけれども、

過疎化の進展に伴ってどんどんその機能が失われていって、住みづらくなっているという現状がございます。

そこで幌延町では、そういった地域の力や集落の力、これが低下している状況をこの集落支援対策である地域コミュニティ形成事業によって対策を進めて、最終的な目指す姿としては、地域運営組織等が運営する集落支援センターを構築していきたいというのが事業の趣旨でございます。

そしてこの事業には2つの大きな柱、テーマを持って進めていきたいと考えております。

1つは、昔は自然と成り立っていた地域集落の支え合いとか助け合いといった機能を、この集落支援センターが拠点となって提供することによって、住み続けられるまちにならないかというテーマです。

そしてもう1つの大きな柱は、地域集落の形成が持続可能なものであるために、やはり若者や子育て世代の働く場、そして住環境を整備していくという、いわゆる産業づくりとかまちづくり、これも同時に進めていかなければいけないということを考えております。

この2つの主な柱、テーマといたしまして、いつまでも暮らし続けられる地域集落づくりというのを目指すのがこの事業の趣旨でございます。

1枚、別紙をめぐっていただきまして別紙3でございます。この全体事業、事業の全体の工程図でございます。

今年度、平成31年度に関しましては、地域の団体の皆様、人材の皆様とのつながりというものを持ちたいということを重点的に行ってまいりました。

地域集落の行事やイベント、これに参加することによって、皆様とのつながりを通して何か課題ですとか、ご要望というのを把握してまいりたいというものでした。

そして令和2年度、3年度、2ヵ年を通してこうした課題をさらに深掘りしながら、検証を進めていって、最終的には地域住民の皆様が、未来の集落がどういうものであってほしいのかというのを、みんなで考えた上で必要な機能を整理していきたいというのが、2年度と3年度の取組を計画してございます。この3ヵ年で調査検討を進めまして、どういった機能が必要なのかをまとめた上で、令和4年度、5年度におきましては、モデル事業の実証期ということで、実際に地域住民などで組織するような地域運営組織等による集落支援センターの実証実験というようなことを、2ヵ年で取り組むことができないかという計画でございます。

最終的にはそこまで組織化、団体化できましたら、令和6年度以降は実際の集落支援センターを本格運用という形で、集落支援対策を推進していきたいというのが狙いでございます。

それで2つ目の平成31年度の主な取組概要を、現時点での状況をご説明させていただきます。別紙4でございます。

今年度の主な取組でございますけれども、先ほども少し触れましたが、まず地域集落の行事、イベントなどに役場の側が参加いたしまして、そこに集まっておられる人、団体とのつながりを深めていくというのが、主な事業として展開しました。

そしてその中から、皆様が抱えているお困り事、課題、そしてご要望ですとか、未来への期待といったものを把握してまいりたいというのが主な事業でございました。

それに加えまして③でございますが、昨年7月に集落支援員を町内で3名配置いたしまして、町が進める事業の認識を共有化したり、あるいは町と歩調を合わせながら、課題の収集、

あるいは行事等参画してまいりました。

そして、来るべき地域おこし協力隊が地域で活動するに当たって、こういった活動するかというのを積み上げたり整理したりしてまいりました。そして、地域おこし協力隊の受け皿づくりを、集落支援員の皆様とともに進めてまいったところでございます。

加えまして、④でお試し地域おこし協力隊の事業も実施しまして、夏は残念ながらお1人の参加でしたけれども、問寒別地区の盆踊りのほうに参加してまいりました。

そして課長の説明にもあったとおり、2月の20日からですね、3泊の行程でベンチャー問寒クラブのスノーモビルランドに参加協力させていただきまして、併せて面接会も実施し、8名のご参加をいただいたところです。

こうした取組によって、地域おこし協力隊採用に向けた取組を全体的に進めてまいりまして、その他、先進地視察で集落の取組を勉強したり、各種講演会、講習会等を受講するという作業を行ってまいりました。

めくっていただきまして、別紙の5でございます。こういった取組を通して把握できたこと、見えたものとか見えたことの大まかなものを下の囲みでまとめてございます。

今回の取組を通して得られたのが、ちょっと大きく2つ特筆すべき事項がございまして、やはり皆様お困りだったのが日常生活支援の部分、そして地域交通というものがやはり顕著であったというものです。

自動車運転免許証を返納されて、老人クラブの会合にも行けないとか、ゴミ出しも今後どうなるか不安だとか、通院、買い物、こういったものに本当に困っているというお声がやはり1番多かったというふうに考えております。さらには、除雪作業とか除草作業っていうのも、もう年齢が増してできなくなっているという、お困り事を訴えておられる方もいらっしゃいました。こういった日常生活、そして地域の足っていうのが本当に大きな課題であるということ把握してございます。

更にもう1つ顕著で特筆すべき点は、その下の交流、連携というところなんですけれども、やはり過疎化が進んで人が少なくなるということに伴いまして、住民同士の結びつきが希薄化しているというのを痛切に感じております。それで多くの人たちが気軽に集まれる集いの場というのを望んでおられるということ、認識するに至ったところでございます。

移動型のサロンというものにも参加させていただいたんですけれども、集落の男性陣は、おおむね集落の新年会であったり、総会であったりっていうところで、いろんな場面で顔を合わせてお話するということはあるんですが、お邪魔したサロンでお会いしたお母さんたちはですね、同じ集落でありながら3年ぶりにあったというふうにお話しされて、昔話とか今の現状、花が咲いているという場面もございましたので、やはりお母様たちの気軽に集まれるような場所、これを多くの方が望んでいるというのを実感したところでございます。

そして集落だけの、集落の中だけの交流ではなくて、例えば他の集落との交流や、市街地の皆様との交流、あるいは多世代のお子様とか赤ちゃんとの交流というのが、やはり高齢者の皆様のお顔を笑顔にするような、そういう要素を秘めているということも、事業として把握できたことでございます。

更には、外から来る旅人との交流という場面もございましたけれども、そういったところから外の刺激を受けて、生活の質を向上するというような傾向も見受けられましたので、そういう必要性に関しても非常に認識できたというのが、平成31年度の取組から見えたもの

でございます。

こうした取組を踏まえまして、令和2年度の主な取組の概要、予定しているものが別紙6以降でございます。別紙6の部分は、地域コミュニティ形成事業、令和2年度の予算計上の考え方についてのご説明です。

地域コミュニティ形成事業ということで、代名詞といいますか固有名詞のようにちょっと使われておりますが、全体的にはその集落支援対策の関連事業の中に、地域コミュニティ形成事業でございます。

平成31年度の現行予算、12月補正後でございますけれども、囲みの中の3つを合わせまして881万1千円という予算額、現額になってございます。

1つ目が、地域コミュニティ形成事業ということで、447万3千円計上させていただいております。

そして2番目が集落支援員の運営事業でございます、こちら220万1千円でございます。主に集落支援員様にかかる経費を計上してございます。

③が地域おこし協力隊運営事業でございますが、ここは既存の観光振興の分野での協力隊員のところに、少し抱き合わせのような感じで集落支援に係る協力隊員経費を今年度は混ぜていただいております、観光除いて、集落支援の部分を抜き取ると、213万7千円というのが現行予算でございます。主な事業がお試し事業ですとか、募集のためのPR経費等でございます。

これが令和2年度の予算案として計上させていただいている部分が、下の囲みになります。3つの事業を合わせまして、総額414万2千6百円という予算案の事業費となっております。

そしてトピックといたしましては、31年度の予算の②の部分と③の部分、これを統合するような形で、令和2年度の②の部分、集落支援活動運営事業というところにまとめているところでございます。

令和2年度も3つの事業の予算になってございますが、まず①の地域コミュニティ形成事業です。こちらの棲み分けといいますか、意図といたしましては、集落支援対策の基幹事業を成すもので、協力隊員等の直接的経費ではない部分を計上した事業の内容となっております。

予算案としての計上予定額は1,326万円でございます。主な内容は、住民のアンケート、ヒアリング調査に係る経費、あるいはこの集落支援対策事業全般の企画調整のプロデュース支援という経費、また31年度から引き続きまして、地域コミュニティ形成業務、人材育成ネットワーク形成業務支援業務という委託事業でございます。加えまして、地域おこし協力隊導入されますので、伴走支援型のマネジメントサポート業務というのも委託業務に追加したいと考えてございます。

そして、2つが統合された②の部分でございますが、集落支援活動運営事業。こちらは、棲み分けといたしましては、集落支援対策のうち、協力隊員や集落支援員に直接的に係る部分の経費を計上させていただいている予算でございます。

予定額は2,399万9千円でございます。主な事業の内容は、協力隊員や集落支援員の給料ですとか旅費、活動経費でございます。さらには、本年も実施しましたお試し地域おこし協力隊の事業経費、そして自前でトレーニングとして行う研修、そして協力隊の募集等の

経費、これを計上してございます。

最後に③でございますが、地域公共交通整備事業等というくくりでございまして、こちらは、この事業とプラス公共交通対策管理費という既存の経常経費の予算の中の一部を合算して、ここに計上してございます。意図といたしましては、地域の課題即応体制を整備する一環として、先ほど申し上げました、地域公共交通実証実験の取組の経費でございます。

予算案としての計上予定額は416万7千円でございましてうち、公共交通対策管理費の経常経費には管理費として28万7千円が含まれてございます。主な事業といたしましては、車椅子対応型の車両を導入する経費でございます。

これら3つを合わせまして、令和2年度の予算案の計上予定額として、予算の計上の考え方を持っております。

最後のページでございすがめくっていただきまして、別紙7、令和2年度の事業計画に関しましてです。2年度のこの事業の目標を4点掲げてございます。

まずは先ほどから申し上げているとおり、地域集落課題の把握、これを深掘りしていきたい。そしてそれを整理検証して、地域のあるべき姿の未来像を形成していく準備を進めたいというものです。

そして②といたしまして、実際に地域おこし協力隊を導入しますので、この隊員を中心とした取組を展開していくということで、トレーニングメニューなどを実施するということになっております。

そして③ですが、今すぐにでも解決してほしいという課題、この体制を推進してまいりたいで、その他となつてございます。

この掲げました目標に基づきまして、下の囲みが計画の予定でございます。

丸ポツでございすが、地域集落の課題といたしましては、把握といたしましてアンケート、ヒアリング調査や懇談会を実施してまいりたいと思っております。

そして、各種トレーニングといたしまして、コーディネーターとなつていただくために、隊員さんの人材育成プログラムを展開したいと思つてございます。

そして、課題の即応体制ということで、喫緊課題の解消サービスというものも、できることから始めてまいりたいと考えております。

そして、集落支援センターの機能の一つとして、公共的機能の担い手になつてほしいという目指す姿もございましたので、公共的な業務ですとか、事務事業の習熟という、そういうトレーニングも積んでいきたいと考えてございます。

最後に各種の構想の準備ということで、集落生活圏、未来像の広域形成の準備ですとか、組織化のための準備、あるいはコミュニティビジネスの産業づくりといった面も、構想として検討してまいりたいと考えてございます。

最後に別紙8でございすが、導入予定の地域おこし協力隊の活動の概要です。

4月1日以降、着任を予定しておりますが、地域おこし協力隊の皆様には、最終的には集落支援センターの担い手になつていただくために、まず隊員導入の初年度は、地域を知り、地域に溶け込むという活動が、重点的に行つてまいりたいと思ひます。

そして、地域のコーディネーターとなる、人材と接して成長していただくために、各種研修、トレーニングメニューを充実させてまいりたいというのが、初年度の目標でございします。

しかしながら、今年度把握いたしました、今すぐにでもやつてほしいというお声が多かつ

た課題というの、やはりできる部分を実践してまいりたいと考えております。それが最後の囲みの部分ですけれども、集落支援員の皆様と課題などを検討しながら、こういったことを協力隊の皆様に向けていきたいかというのを、4つの部活動分野で棲み分けしております。

1つが集落支援の活動ということで、やはり顕著であった地域の足、居場所づくり、そして生きがいつくり、こういったものを協力隊と一緒に、我々も展開できないかと考えてございます。

そして、地域の行事などに参加してまいりましたが、やはり人材不足で、その運営が困難な状況にあるという団体も多くございましたので、参加するとともに、何かサポートすることができないかというの、検討してまいりたいと思っております。そして、日常生活支援の分野や町の事業の習熟というの、主眼に置きながら、展開していきたいと考えております。

しかしながら、このやっていただきたいということを書き出して、洗い出していきますと相当な量になりまして、限られた協力隊員という人員ではですね、全てを網羅するということは、きっと到底できないものというふうに考えておりますので、最優先すべき事項というのは、やはり地域の皆様に、協力隊員が本当に受け入れられていただくということが最も重要なことというふうに認識しておりますので、できることから始めて、地域の皆様と一緒にその地域を盛り上げていただくということを、最優先の重点事項として取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

斎賀委員長

ありがとうございました。

令和2年度の地域コミュニティ形成事業について、委員の皆さんから意見、質問ありましたら、指名を受けて発言してください。

山下企画政策G主幹

すいません。ちょっと先ほどの地域交通の部分で、研究機関との連携ということですので、後ほどご説明申し上げますということだったんですが、実は今回作成しました資料、若干割愛している部分がございます、資料の提示で出てきておりませんでした。申し訳ございませんでした。

地域コミュニティ形成事業の、今回運営体制というの、考えてございまして、町が主体的にその運営を実施していくということになるんですけれども、それが一つで、昨年の暮れにですね、北海道立総合研究機構という北海道の地方独立行政法人様のほうから、戦略研究というのを、このいわゆる道総研というところで行っていると。

そして第1期というのが、平成31年度までの5ヵ年間で、集落支援の取組を行ってきたというところでございます。令和2年度以降5ヵ年かけまして、第2期の戦略研究、農村集落を維持するためにどうしていくのかという研究テーマがあると。これまで培ってきたその知見というのが、例えば下川町であったり美深町であったり、南富良野、喜茂別、富良野などでいろいろなアンケート調査とか、実験的な取組をしてきたと。ある程度、こういうシステムを構築できるのではないかという知見が得られたので、それを令和2年度以降の第2期の戦略研究において、実装できる地域を探しているということでした。

集落の規模っていうのが全道まちまちでございまして、500人規模も300人規模も、1千人規模もあるわけで、いろいろな規模での集落で実装しながら試してみて、最終的には、北海道の農村集落というのが、やっぱり第一次産業の根底を成すものなので、これ維持して

いかなければいけない。その維持するための仕組みが何なんだというのを、5ヵ年かけて実装したい。その実装した成果を、全道の隅々の集落に提供していきたいというのが、北海道のこの研究機関の狙いでございます。

それを主に請け負っているのが、旭川にございます北方建築総合研究機構という研究機関でございまして、ここと幌延町の間寒別地区を実装の場所と、展開したいという、こういう要請がございましたので、町としてもそういう研究機関との連携というか協力を通しまして、いろいろな知見を有しておられる方たちなので、アドバイスいただきながら、私たちも右も左もわからない状況でやってる部分もあったりしますので、その辺の知見を入れていただいて、進めてまいりたいというところが、今回北海道の総合研究機構との協力連携の部分でございまして、ちょっと資料のほうにはすいません、割愛しているんですけども、そのようなところもちょっと進めてまいりたいというふうに考えております。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

皆さん、意見、質問もありましたら発言してください。

(一 同 無 言)

今、間寒別地区にホワイエさんが食堂つくろうと今も動いてるんですけど、これは地域コミュニティ形成事業と何か関係あるんですか。別に何もありませんか。

山下企画政策G主幹

今の、間寒別の駅前でホワイエさんが、事業所を立ち上げるということで進めておりますけれども、こちらはホワイエさんの1つの事業の部分といたしまして、障がい者就労支援事業所を間寒別に設置したいというものでございます。

そちらの事業で、町が進めている、誰も取り残されない集落での暮らしっていうところと一部似通っている部分というのがございまして、障がい者が暮らすことができるまちというのは、誰もが住みやすいまちであろうという理念のもとに、事業所を展開してまいりたいということでございました。

具体的には、駅前で食堂を開いて、地域の皆様がいつでも行けるような集いの場にしたいという、サロンのような使い方をしたいという事業所でございますので、そういったところを使いながら、集落支援と似通った取組もですね、実践していきたいということでございましたので、町としても、工程表の中にあります通り、地元団体の育成というような部分が、最終的には地域住民組織等につながっていくものであるというふうに考えておりますので、そういったところで、今後の展開次第ではございますけれども、連携しながら、集落支援センターの核となるような地域住民組織等に育っていただけるような、そこがいろいろ巻き込んで地域の人、皆様と作り上げていただくような、仕組みになっていただければうれしいなということも考えてはございます。

具体的に、地域おこし協力隊というのが間寒別で活動するということになりますので、その拠点となる場所をご提供いただくということで、町との関わりというのが出てくるかなというふうに考えております。

斎賀委員長

わかりました。

そういうことであれば、やっぱり間寒別っていう名前が出るんなら、間寒別地区の皆さん

に広くPRしてもいいと思うんですよね。皆何やってんだろう、なにやってんだろうっていう感じで、噂だけ皆好きなことばかり言ってるので、やはりこれからやろうとしていること、山下主幹が言ったことを、やはり本人からでもいいし、役場が今ちょっと関係してるんなら、役場のほうからでもそういうお話を何らかの機会で紹介してあげたほうが、私はいいと思っております。

それともう1点はね、お試し地域おこし協力隊、去年の夏も1名参加。夏と冬参加してほしいという思惑で、最初スタートしたんですよね。その夏に参加された1人は、これなかった、駄目だったんですか。

山下企画政策G主幹

夏にはお1人ご参加いただいたんですけども、今回の冬に関しまして、事前にご参加いただいた方にご案内申し上げまして、参加することができないかということをご相談申し上げたところですけども、ちょっと日程等の都合があってですね、ご参加はできないということでして、最終的にはかなりお試しで参加してから、採用に至るまでの期間がかなり長かったというところで、現実的に転職ですとか、そういったところでの私たちとの合致点を見出せなかったのかなというふうに考えております。

斎賀委員長

わかりました。

西澤委員

今、北海道総合研究所という話が出ましたけども、いろんな小さな地域でいろいろ研究をやってきて、実装場所を探してて間寒別地区が、っていう話なんですけど、地域コミュニティ形成事業として、令和2年度からの計画も作りましたよね。

道総研が実装したいっていうところで、今日は資料何もないのであれなんですけれども、これはどのような、今まで説明している計画が山下主幹のほうからあって、もう一方、実装したいっていう道総研の話があってっていうのはどういうことですか。

山下企画政策G主幹

実は私たちも町としての方針というか、計画を作ったときには全くそういうお話がなかったところもございまして、ちょっと急に進んだというところはあるんですけども、結論から申し上げますと、お互いに求めているところを探りながら、確認しながら、できることはやってみるっていう関係を今構築していて、その関係性が進むことによって最終的に別の形での連携というのが出てくるかもしれないんですけども、まずは協力関係を築きたいっていうところがございます。

実は既に、地域コミュニティ形成事業の講演会ですとかワークショップっていうのは、間寒別で開催してるんですけども、そのワークショップの講師などにもお越しいただいて、実際に間寒別の皆様といろんな懇談をしていただいているというものでございます。

最終的に、道総研というところで実装したい、先方が実装したいというのは、まず一つは地域運営組織の形成支援です。やはりどこの集落も住民を組織化して、そこが自分たちの地域だから、自分たちで何かをするっていう考え方を持つための組織をつくりたいと考えているのが道総研です。

私たちも、地域運営組織っていうものに基づいて集落支援センターをやりたいというところは、まさしく考え方は一致していたというところですので、道総研の持ってるノウハウ、

知見をぜひとも生かした上で、その組織をどういうふうに作っていくのかということを、私たちが勉強させていただきたいと考えております。

さらには、生活サービスの運営支援というのも、道総研は目指していると。実は物流の観点からすると、いろいろなサービスが1個の個人のところに届いていると。例えば、名前挙げますとヤマトさんでも、佐川さんでも、郵便局でも、いろんな物流システムが1個人のところに届いているけれども、それっていうのは、それぞれが動きをしていると。ただ道総研としては、そこをまとめることによって、さらに物流の流れを簡略化できないのかっていうことを地域集落の支援として考えてる。一つの方法としては、どこかで一括して受けるようなシステム、それが地域運営組織等っていうところで、それを全部一括してお預かりして、1個100円ぐらいの手数料で、1個人のところにワンシステムのような形で送り届けるっていうことができれば、少しそういったニーズをですね、地域で回せるんじゃないかというそういう交通システムも考えていきたい。さらには、持続性に資する収益事業の構築っていうのも目指す姿でしたので、それも私の産業づくりというところと一致点を見出すことができる。

その他、高齢者の見守り健康システムの開発ですとか、共助の制度、自助・公助・共助ですけれども、共助の制度っていうのが地域運営組織の基盤になるものなので、そういう共助システムっていうのも、作っていききたいというのが戦略研究のテーマであるということでしたので、かなり町として目指してる方向性と、かなり似通ってる部分がございますので、そこを私たちの側も負担にならない程度に、どれぐらいその歩み寄りながら実現できて、お互いがウィンウィンになることができるのかというのを探りながら展開していきたいということです。

ちなみに、それを本来事業として道総研に委託しますと相当の委託費というのが発生するんですけども、道総研としても研究材料という位置付けなので、全く費用は発生しないでこちらにお越しいただけるということでしたので、何ができるかというのをお互い考えながら進めてまいりたいという事業でございます。

西澤委員

先ほどから地域交通の話が出ていて、山下主幹のほうからも、ここのところにも出ていて、強い要望があってっていう話がありました。実証実験という話なんですけれども、これは実証実験の期間はどれぐらいを見てるんでしょうか。

山下企画政策G主幹

期間に関しましても、ちょっと進めてみないとわからないという部分がありますのと、先ほどちょっと地域交通の部分でお話し申し上げました、拙速というところとシステムっていうところで、地域無償運送のシステムを行うに当たっての運営組織っていうものの設立っていうところも含めてどうするのだというのも、これが道総研のテーマで、交通システムの部分で、南富良野町で実験をしている部分もございましたので、そういったノウハウをいただきながら、どの時点で開始できるのかというのもちょっとまだ決まっておりませんので、そうするとどれぐらいの期間を試験的にできるのか。あるいは無償での試験っていうのが本当に良いのかどうなのかということも含めまして、少し検討を進めてまいりたいと思いますので、後ろの期限をいつということとはちょっと定まっていないう状況でございます。

斎賀委員長

よろしいですか。

他に委員ありませんか。

(一 同 無 言)

ではないようですので、以上をもちまして、令和2年地域コミュニティ形成事業の集落支援対策事業については、調査事項を閉じたいと思います。

3、その他。

(「なし」の声あり)

ないようですので、令和2年第2回まちづくり常任委員会を閉じたいと思いますが、今日は長時間にわたって皆さん、濃厚な接触をしましたので、手洗いうがいを忘れないように皆さん心がけてください。

どうもご苦労さまでした。

(19時10分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委 員 長 齋 賀 弘 孝

以上、記録する。

主 事 満 保 希 来